

東かがわ市にここプラン

第2期東かがわ市子ども・子育て支援事業計画

第4期東かがわ市次世代育成支援行動計画

令和2年3月

東かがわ市

は じ め に

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、平成27年3月に第1期計画を策定し、就学前教育・保育および地域の子育て支援事業の提供体制の確保に努めてまいりました。

計画では、「子育てをみんなで支えるまちづくり」を基本理念に、地域や社会が子育て世代に寄り添い、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての不安や負担を和らげることのできる支援を目指しております。

このたび、計画の改定時期を迎え、少子化の進行や保育需要の拡大など、社会や子育て世代のニーズの変化を反映し、本市の子育て世代や未来を担う子どもたちの健やかな成長をあらゆる側面から支援していくための第2期計画を策定いたしました。

家庭や地域における子育て支援の充実や仕事と子育ての両立など、検討すべき課題もありますが、本市の関連する計画である「東かがわ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「東かがわ市地域福祉計画」の施策との調和を図りながら、子育てがしやすい環境整備に取り組んでまいります。今後とも、市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたりご審議いただきました東かがわ市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

東かがわ市長 上村 一郎

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定にあたって	4
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	5
第2章 子どもを取り巻く現状と課題	8
1 人口・世帯の状況	8
2 結婚・就業の動向	14
3 就学前施設・学校の状況	16
4 母子保健	18
5 アンケート調査結果の概要	19
6 現状と課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本的視点	30
3 基本目標	31
4 施策の体系	33
第4章 施策の展開	34
1 豊かな人間性を育てる教育の充実	34
2 子どもの貧困対策の推進	39
3 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり	41
4 地域全体での子育て支援の充実	44
5 仕事をしながら子育てをしている人への支援	51
6 安全な地域環境の整備	53
第5章 事業計画	56
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	56
2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策	57
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	61
第6章 計画の推進	71
1 計画の推進体制	71
2 計画の進行管理	71
【参考】東かがわ市子育て支援事業一覧表（令和元年度）	72
【参考】東かがわ市子ども・子育て会議条例	75
【参考】東かがわ市子ども・子育て会議委員名簿	77

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会背景

平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、本市を含め、全国の市区町村では、第 1 期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、第 1 期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成 29 年 6 月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保』、『保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

(2) 東かがわ市にここプラン（第 1 期東かがわ市子ども・子育て支援事業計画・第 3 期東かがわ市次世代育成支援行動計画）

本市では、平成 17 年 4 月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき「東かがわ市にここプラン／東かがわ市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）及び「後期計画」（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

そして、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、「東かがわ市にここプラン／東かがわ市次世代育成支援行動計画」の主要事業を継承しつつ、「東かがわ市にここプラン（第 1 期東かがわ市子ども・子育て支援事業計画・第 3 期東かがわ市次世代育成支援行動計画）」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるよう推進してきました。

(3) 計画策定の趣旨

本市ではこのたび、現行計画の改定時期を迎え、本計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、次期の「東かがわ市にここプラン（第 2 期東かがわ市子ども・子育て支援事業計画・第 4 期東かがわ市次世代育成支援行動計画）」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定します。

2 計画の性格

(1) 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

なお、本計画は「東かがわ市基本構想」を上位計画とし、「東かがわ市地域福祉計画『絆プラン』」や「東かがわ市教育の大綱改正」のほか、「健康づくり計画・食育推進計画『笑顔はつらつヘルスプラン』」、「東かがわ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

(2) 次世代育成支援行動計画等との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法として成立されましたが、平成 26 年の改正によりさらに 10 年間延長され、行動計画については任意策定となりました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援行動計画を兼ねるとともに、「母子保健計画の策定について」（平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく母子保健計画を含むものとします。

(3) 子どもの貧困対策計画との関係

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律は、令和元年 6 月に成立し、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進することや計画を努力義務とすること等が追加されました。

本市では、子どもの貧困対策計画を本計画に内包されるものとして位置付け、施策・方針を推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

平成 22～26 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
東かがわ市 にこにこプラン -次世代育成支援行 動計画（後期計画）- 	東かがわ市にこにこプラン （第 1 期東かがわ市子ども・子育 て支援事業計画・第 3 期東かがわ 市次世代育成支援行動計画）									
			中間 見直し		改定	東かがわ市にこにこプラン （第 2 期東かがわ市子ども・子育 て支援事業計画・第 4 期東かがわ 市次世代育成支援行動計画）				
										改定

4 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童、中学生生徒の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調 査 対 象	☐ 未就学児童の保護者 ☐ 小学生児童の保護者 ☐ 中学生生徒の保護者	
調 査 実 施 期 間	平成 30 年 12 月 17 日～平成 31 年 1 月 10 日	
調 査 方 法	就学前施設、小中学校による配布・回収 （就学前調査では、一部郵送配布・郵送回収）	
調 査 数	☐ 未就学児童の保護者 ☐ 小学生児童の保護者 ☐ 中学生児童の保護者	8 8 8 世帯 1, 1 1 0 世帯 6 6 0 世帯
回 収 数 （ 率 ）	☐ 就学前児童の保護者 ☐ 小学生児童の保護者 ☐ 中学生児童の保護者	5 2 2 世帯（5 8 . 8 %） 7 2 7 世帯（6 5 . 5 %） 4 8 2 世帯（7 3 . 0 %）

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者からなる「東かがわ市子ども・子育て会議」を設置、開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和 2 年 2 月に東かがわ市のホームページ等で計画案に対するパブリックコメントを実施し、住民の皆様からのご意見を計画策定に反映しています。

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」と「児童手当」に分かれます。

【子ども・子育て支援給付】

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
児童手当	支給事業継続

【地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）】

事業名	状況	対象
①利用者支援事業	未実施	—
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	継続	0～5歳
③妊婦健康診査	継続	保護者
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	継続	保護者
⑤養育支援訪問事業	継続	0～17歳
⑥子育て短期支援事業	継続	0～11歳
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	継続	0～11歳
⑧一時預かり事業	継続	0～5歳
⑨延長保育事業	継続	0～5歳
⑩病児保育事業	継続	0～11歳
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	継続	6～11歳
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	—
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施	—

【歳児の考え方】

種類	対象事業
0～2歳児	年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
3～5歳児	年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
満3歳児	3歳の誕生日以後最初の3月31日までの間の子ども

（２）幼児教育・保育の無償化制度

満３歳（３歳になった日）から５歳（小学校就学前）までの子どもを対象として保育料全額が無償となります。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第３子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。

幼稚園の預かり保育の利用料についても、保育の必要性があると認定を受けた場合は、無償となります。

（３）子どもの認定区分

子どものための教育・保育給付認定に加えて、子育てのための施設等利用給付認定が新設されました。

教育・保育給付認定は、保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定です。

施設等利用給付認定は、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定です。

預かり保育を利用する場合に無償化の対象となるためには、従来の１号認定とは別に無償化の実施に伴い新たに法制された子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。こちらは、子どもの年齢や保育の必要性の有無によって、３つの区分に分かれており、預かり保育で無償化の対象となるためには、保育の必要性があることを要件とする新２号または新３号の認定を受ける必要があります。

【教育・保育給付認定区分】

１号認定	満３～５歳児が、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
２号認定	満３～５歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
３号認定	満３歳児を除く０～２歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

【施設等利用給付認定区分】

新 1 号認定	満 3 ～ 5 歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）の保育料のみ無償化の給付を受けるために必要な認定
新 2 号認定	保育を必要とする理由に該当する 3 ～ 5 歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料を無償化の給付を受けるために必要な認定
新 3 号認定	市町村民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する 0 ～ 2 歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

【保育が必要な理由】

①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
②妊娠、出産
③保護者の疾病、障がい
④同居または長期入院等している親族の介護・看護
⑤災害復旧
⑥求職活動（起業準備を含む）
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑧虐待やDVのおそれがあること
⑨育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

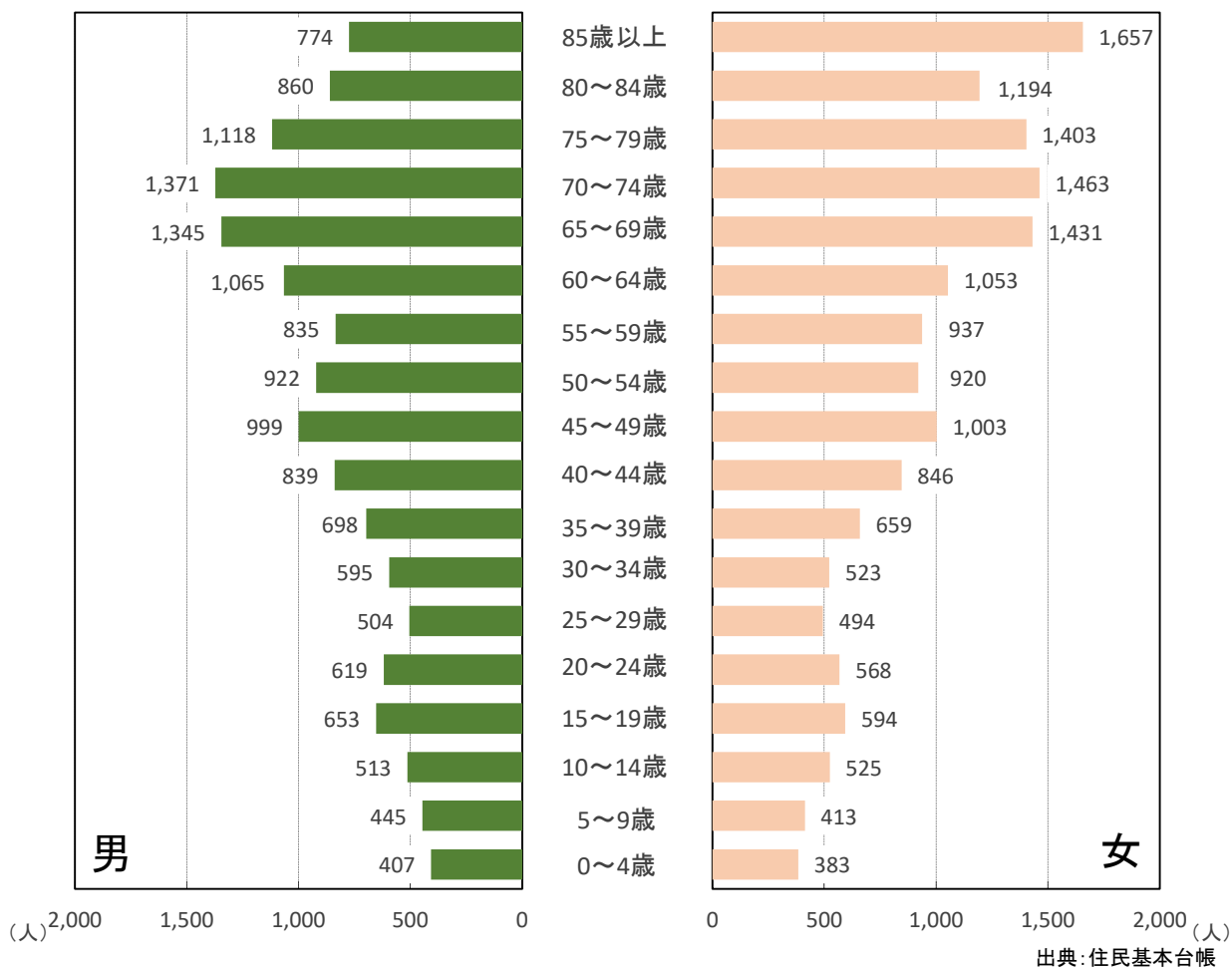
第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも65歳以上の高齢層が多く、35歳未満の若年層が少なくなっています。特に20歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド (平成31年4月1日現在)】

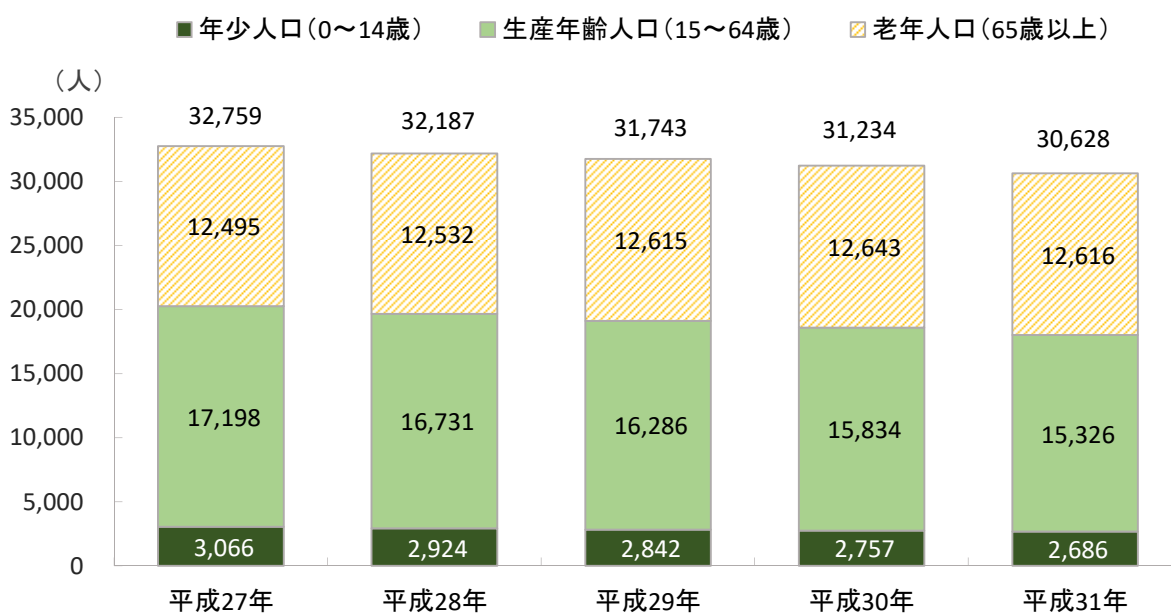


(2) 人口の推移

直近5か年の人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少しており、老年人口（65歳以上）は増加しています。また、総人口は平成27年より減少を続けており、平成31年には30,628人となっています。

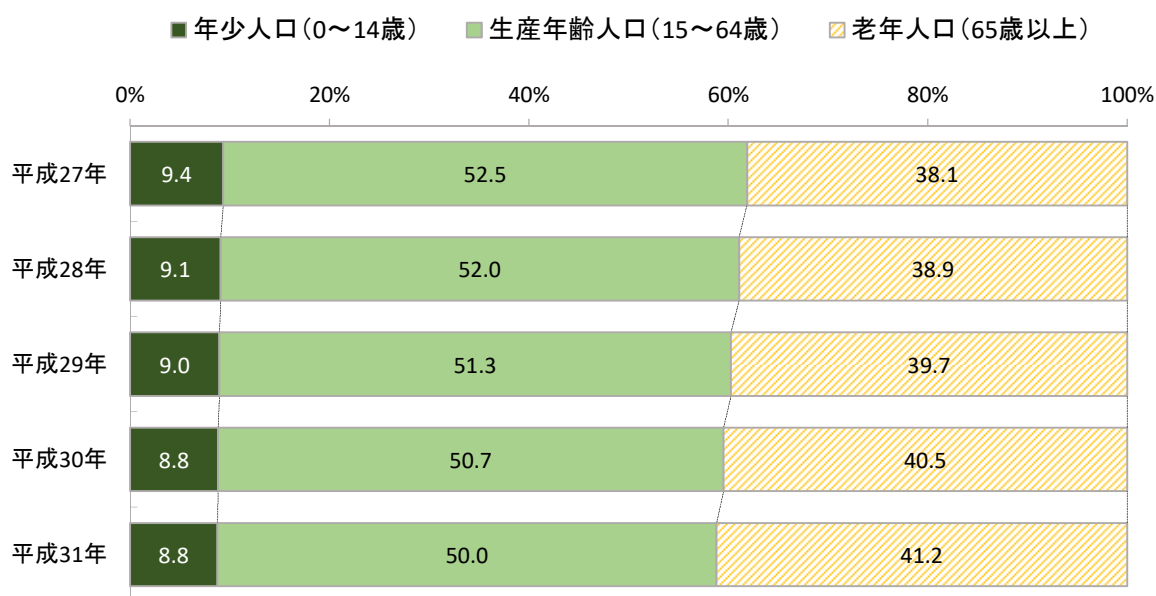
年齢3区分人口割合は、平成31年で年少人口8.8%、生産年齢人口50.0%、老年人口41.2%となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)

【年齢3区分人口割合の推移】

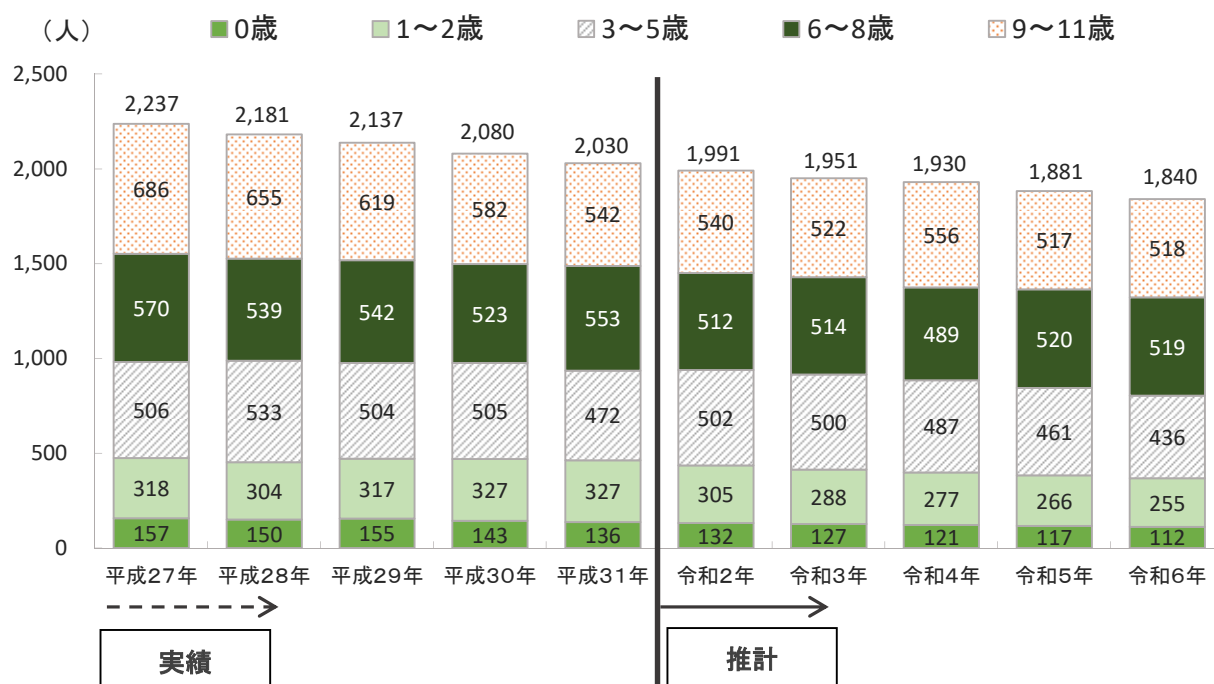


(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子どもの人口は平成27年より減少を続けており、平成31年4月現在では2,030人となっています。

推計人口では、今後5年間でさらに減少すると見込まれており、計画の最終年度である令和6年の推計値は、合計1,840人となっています。

【子どもの人口の推移と推計】



出典:【実績】住民基本台帳(各年4月1日現在)

【推計】平成27~31年の実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

【令和6年までの0歳児~11歳児の推計人口】

単位: (人)

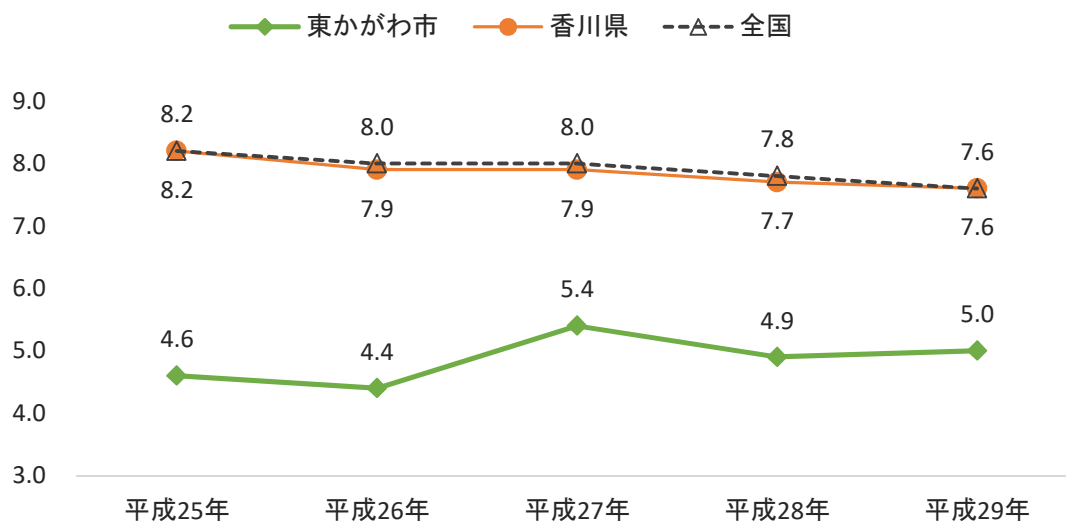
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	132	127	121	117	112
1歳	144	140	135	129	123
2歳	161	148	142	137	132
3歳	171	163	148	144	138
4歳	162	172	164	150	145
5歳	169	165	175	167	153
6歳	146	171	167	177	170
7歳	194	148	173	169	179
8歳	172	195	149	174	170
9歳	189	172	195	149	174
10歳	160	190	172	196	150
11歳	191	160	189	172	194
総児童数	1,991	1,951	1,930	1,881	1,840

(4) 出生の動向

本市の出生率は、平成28年の4.9から平成29年には5.0と増加していますが、平成25年より香川県、全国を下回る数値で推移しています。

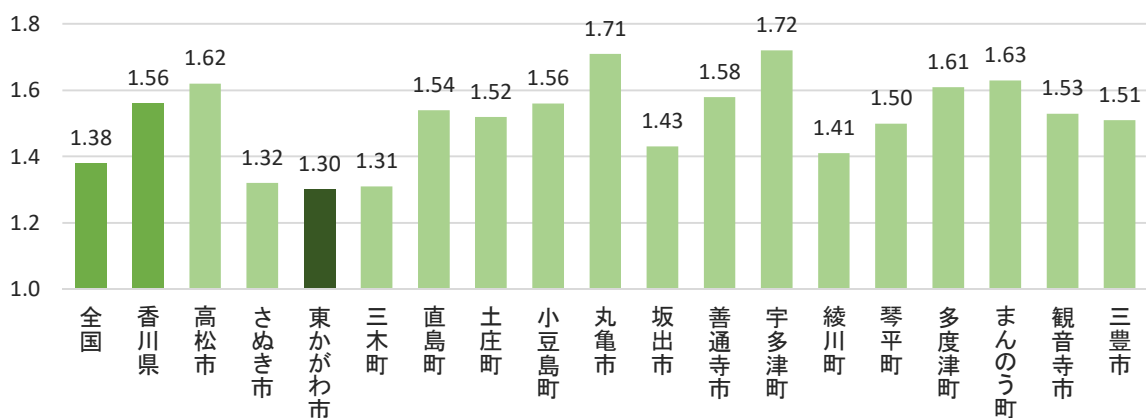
合計特殊出生率は、1.30となっており、全国の1.38、香川県の1.56を下回る数値となっています。

【出生率(人口千対)の推移】



出典：人口動態統計、香川県の保健統計指標

【県内市町の合計特殊出生率の比較(平成20年～24年)】



出典：香川県の保健統計指標

（５）人口動態の推移

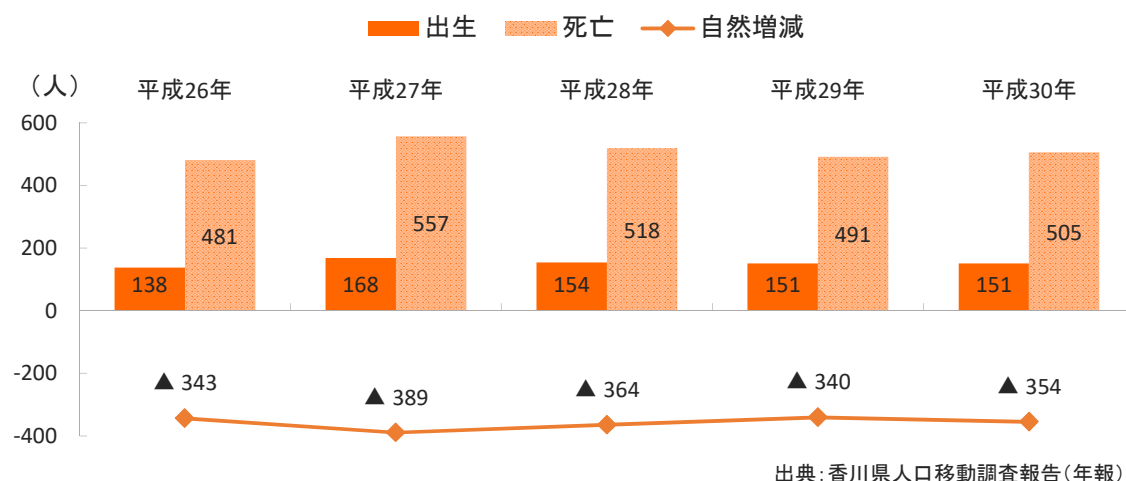
自然増減、社会増減とともに直近５年間についてはいずれもマイナスとなっており、人口増減は平成２９年ではマイナス５１５人、平成３０年ではマイナス５４３人となっており、人口は減少を続けています。

【人口動態の推移】

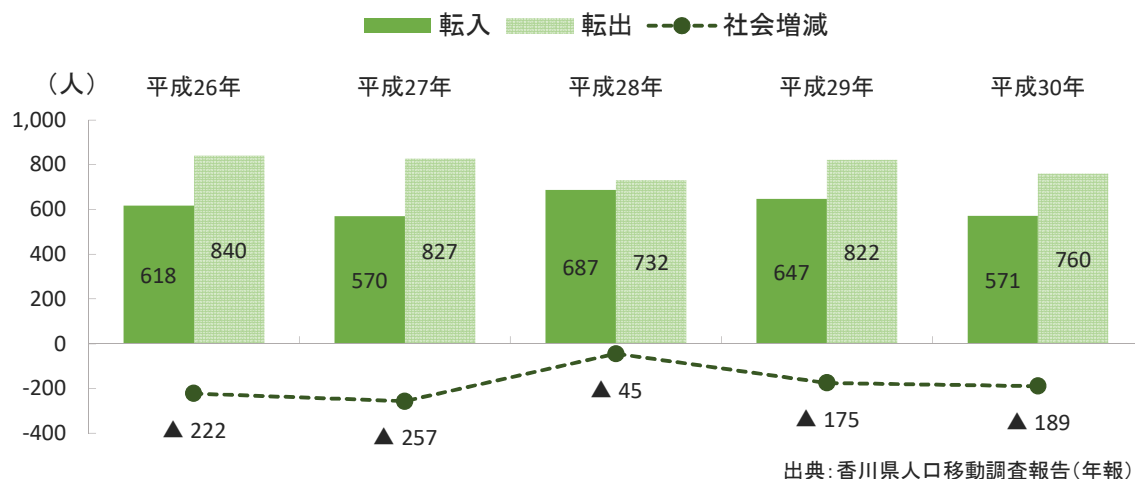
単位：（人）

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生数	死亡数	自然増減	転入	転出	社会増減
平成26年	▲565	138	481	▲343	618	840	▲222
平成27年	▲646	168	557	▲389	570	827	▲257
平成28年	▲409	154	518	▲364	687	732	▲45
平成29年	▲515	151	491	▲340	647	822	▲175
平成30年	▲543	151	505	▲354	571	760	▲189

【自然動態の推移】



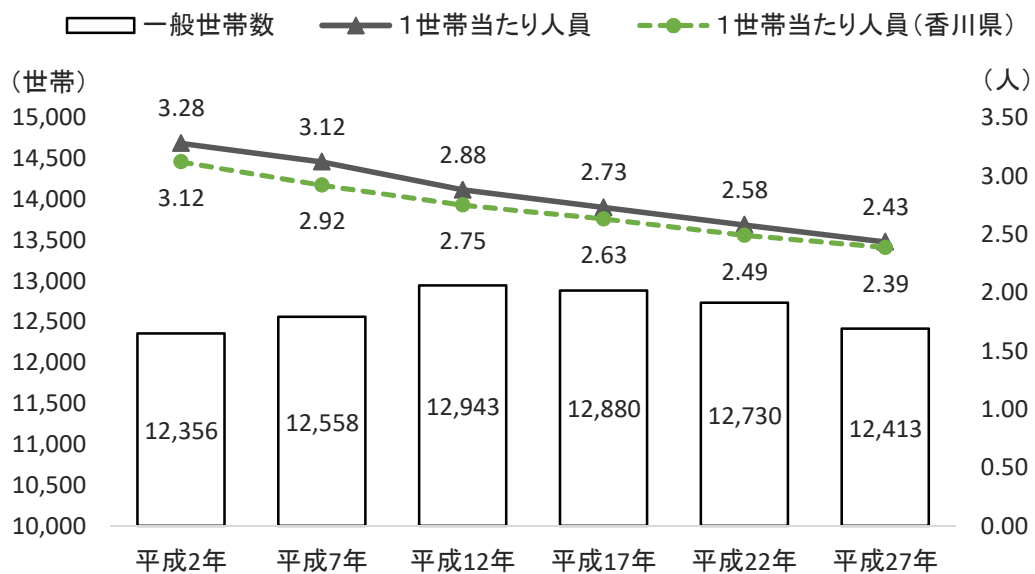
【社会動態の推移】



(6) 世帯の動向

一般世帯数は、平成12年以降減少し続けており、平成27年では12,413世帯となっています。1世帯あたり人員は、年々減少をしていますが、香川県をやや上回る数値で推移しており、単独世帯数が占める割合は、香川県、全国より低くなっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



出典: 国勢調査

【世帯構成 (平成27年)】

単位: (世帯)

	一般 世帯数	単独 世帯数	親族のみの世帯					非親族を 含む 世帯
			核家族世帯				核家族以 外の世帯	
			夫婦 のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども		
東かがわ市	12,413	3,185	3,457	2,979	187	950	1,602	49
	100.0%	25.7%	27.8%	24.0%	1.5%	7.7%	12.9%	0.4%
香川県	100.0%	31.6%	22.0%	26.2%	1.3%	7.6%	10.1%	0.5%
全国	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%

出典: 国勢調査

【ひとり親世帯 (平成27年)】

単位: (世帯)

	世帯数	母子世帯				父子世帯	
		実数		割合		実数	割合
東かがわ市	12,413	163		1.31%		16	0.13%
香川県	397,602	6,396		1.61%		750	0.19%

出典: 国勢調査

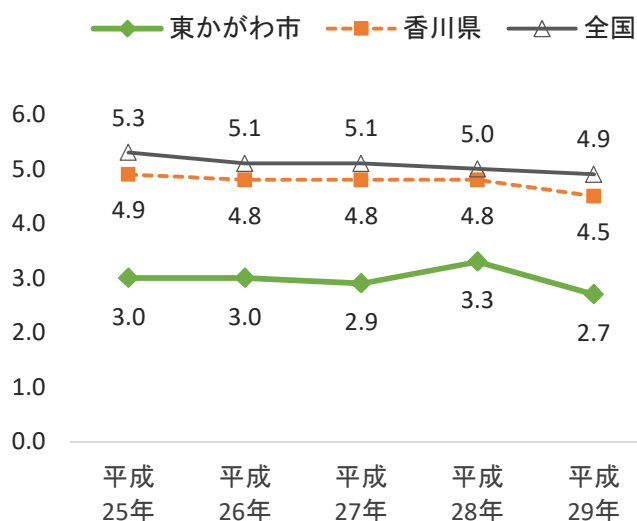
2 結婚・就業の動向

(1) 婚姻・離婚の動向

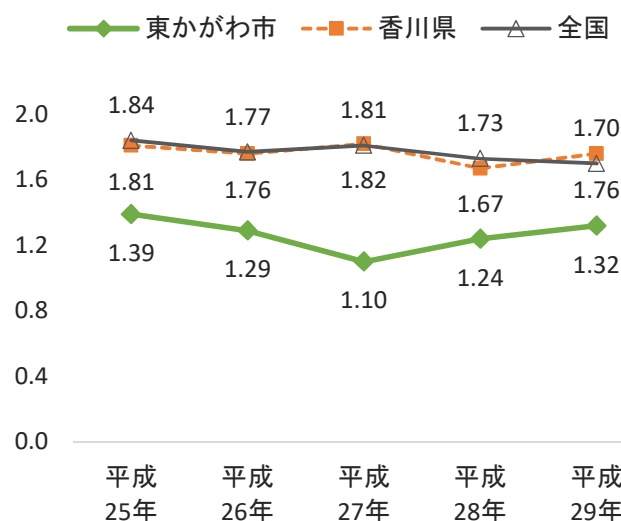
直近5か年の婚姻率は3.0前後、離婚率は1.30前後で推移しており、いずれも香川県、全国を下回っています。

また、15～49歳の未婚率は、男女とも、香川県の値を大きく上回っており、男性、女性ともに未婚率は上昇を続けています。

【婚姻率(人口千対)の推移】

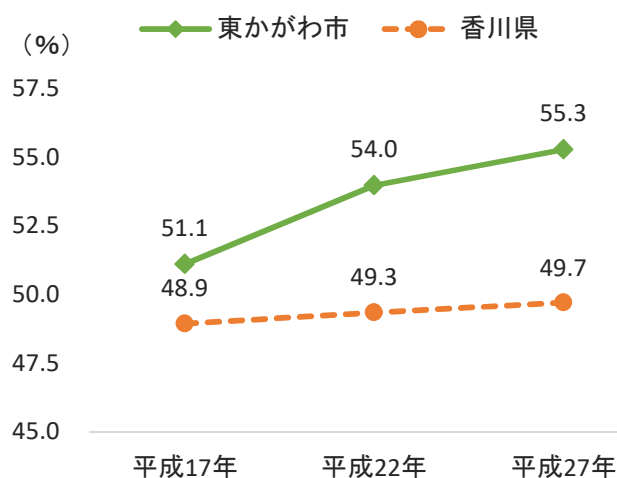


【離婚率(人口千対)の推移】

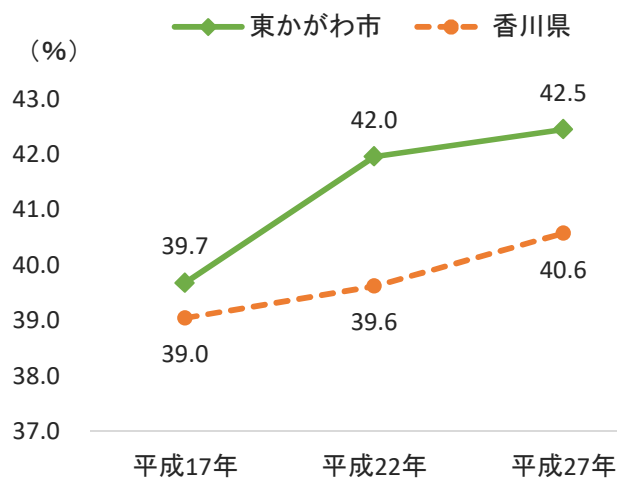


出典: 人口動態統計

【未婚率(15～49歳・男性)の推移】



【未婚率(15～49歳・女性)の推移】

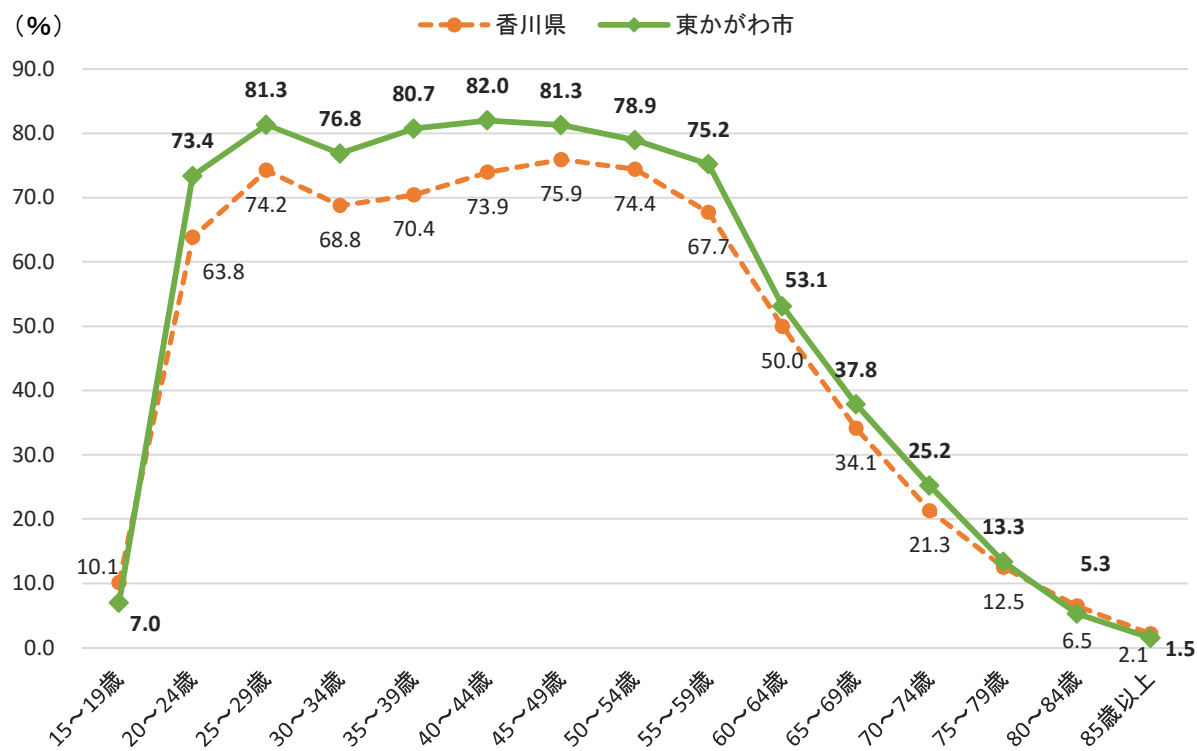


出典: 国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率は、子育て世代の30～34歳においてやや低くなる傾向はありますが、香川県の就業率を上回っており、特に20歳から59歳の年齢層では大幅に上回っています。

【年齢別女性就業率（平成27年）】



出典：国勢調査

3 就学前施設・学校の状況

(1) 認定こども園・保育所・幼稚園の状況

本市では、すべてのこども園において延長保育と土曜午後保育を実施しており、さらに市立大内こども園、市立引田こども園、私立東かがわこどもアカデミー、私立けいあいこども園では一時預かりも実施しています。

こども園の入園児数は年々増加していますが、幼稚園への入園児数は減少傾向となっています。

【認定こども園・保育所・幼稚園の概要（平成31年4月現在）】

単位：(人)

区分	名称	所在地	定員	入園園児数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり	土曜午後	休日保育
市立	大内こども園	中筋367番地1	180	158	0-5歳	○	○	○	
	丹生こども園	町田182番地1	100	88	0-5歳	○		○	
	引田こども園	引田545番地6	150	155	0-5歳	○	○	○	
	本町幼稚園	松原170番地6	60	30	3-5歳				
私立	東かがわこどもアカデミー	三本松1405番地	150	132	0-5歳	○	○	○	
	けいあいこども園	白鳥647番地1	90	110	0-5歳	○	○	○	○
	認定しろとりこども園	松原555番地	75	73	0-5歳	○		○	

出典：東かがわ市子育て支援課

【保育所入園児数の推移】

単位：園数(か所)、園児数(人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年※
園数		10	10	10	8	6
園児数	0歳	81	82	88	86	78
	1～2歳	225	204	231	237	237
	3歳以上	291	321	299	321	361
	計	597	607	618	644	676

※平成31年は見込み人数、園児数はこども園の保育所分含む

出典：東かがわ市子育て支援課(4月1日現在)

【幼稚園入園児数の推移】

単位：園数(か所)、園児数(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年※
園数	6	6	6	5	6
園児数	217	216	201	174	143

※平成31年は見込み人数、園児数はこども園の幼稚園分含む

出典：東かがわ市子育て支援課(4月1日現在)

（２）小・中学校の状況

本市には平成 31 年 4 月現在、小学校が 5 校、中学校が 3 校あります。小学校の児童数、中学校の生徒数ともに、平成 27 年から平成 31 年にかけて減少を続けており、平成 31 年には小学生児童 1,106 人、中学生生徒は 638 人となっています。

【小・中学校の概要（平成 31 年 4 月現在）】

区分		名称	所在地	学級数	在校児童・生徒数(人)
小学校	市立	引田小学校	引田545番地1	11	221
		本町小学校	松原167番地1	9	170
		白鳥小学校	白鳥525番地	8	149
		福栄小学校	与田山351番地1	7	37
		大内小学校	西村1510番地	23	529
中学校	市立	引田中学校	引田545番地1	8	129
		白鳥中学校	白鳥757番地2	9	208
		大川中学校	西村1510番地	11	301

出典:学校調査等

【小・中学校の推移】

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校 (6校) ※平成31 年より5校	学級数	65	60	62	60	58
	特別支援学級	13	11	13	14	13
	児童数(人)	1,261	1,202	1,167	1,120	1,106
中学校 (3校)	学級数	34	33	32	29	28
	特別支援学級	7	7	7	6	6
	生徒数(人)	818	735	689	663	638

出典:学校調査等

なお、平成 31 年 3 月に三本松小学校と大内小学校が統合され、5 校となっています。また、本町小学校、白鳥小学校、福栄小学校は令和 2 年 4 月より白鳥小中学校に統合され、小学校 3 校、中学校 3 校となります。

4 母子保健

(1) 妊娠の届出

妊娠の届出数は、平成 26 年度の 167 人から平成 30 年度には 116 人と減少しています。

【妊娠届出者数の推移】

単位：(人)

届出総数	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	167	137	163	148	116

出典：東かがわ市保健課

(2) 一般健康診査

子どもの健診受診率は、概ね 90%を超える高い受診率で推移しています。

【一般健康診査受診率の推移】

単位：(人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月児	受診者数／対象者数	132/143	161/171	139/143	153/162	150/151
	受診率	92.3%	94.2%	97.2%	94.4%	99.3%
11か月児	受診者数／対象者数	129/136	151/163	149/156	154/167	159/156
	受診率	94.9%	92.6%	95.5%	92.2%	101.9%
1歳6か月児	受診者数／対象者数	165/161	130/139	165/170	146/148	166/170
	受診率	102.5%	93.5%	97.1%	98.6%	97.6%
3歳児	受診者数／対象者数	171/176	168/188	172/168	139/143	175/173
	受診率	97.2%	89.4%	102.4%	97.2%	101.2%
妊婦	延受診者数	1,900	1,655	1,868	1,821	1,477
	一人当たり平均利用枚数	10.6枚	12.9枚	11.6枚	12.0枚	12.7枚

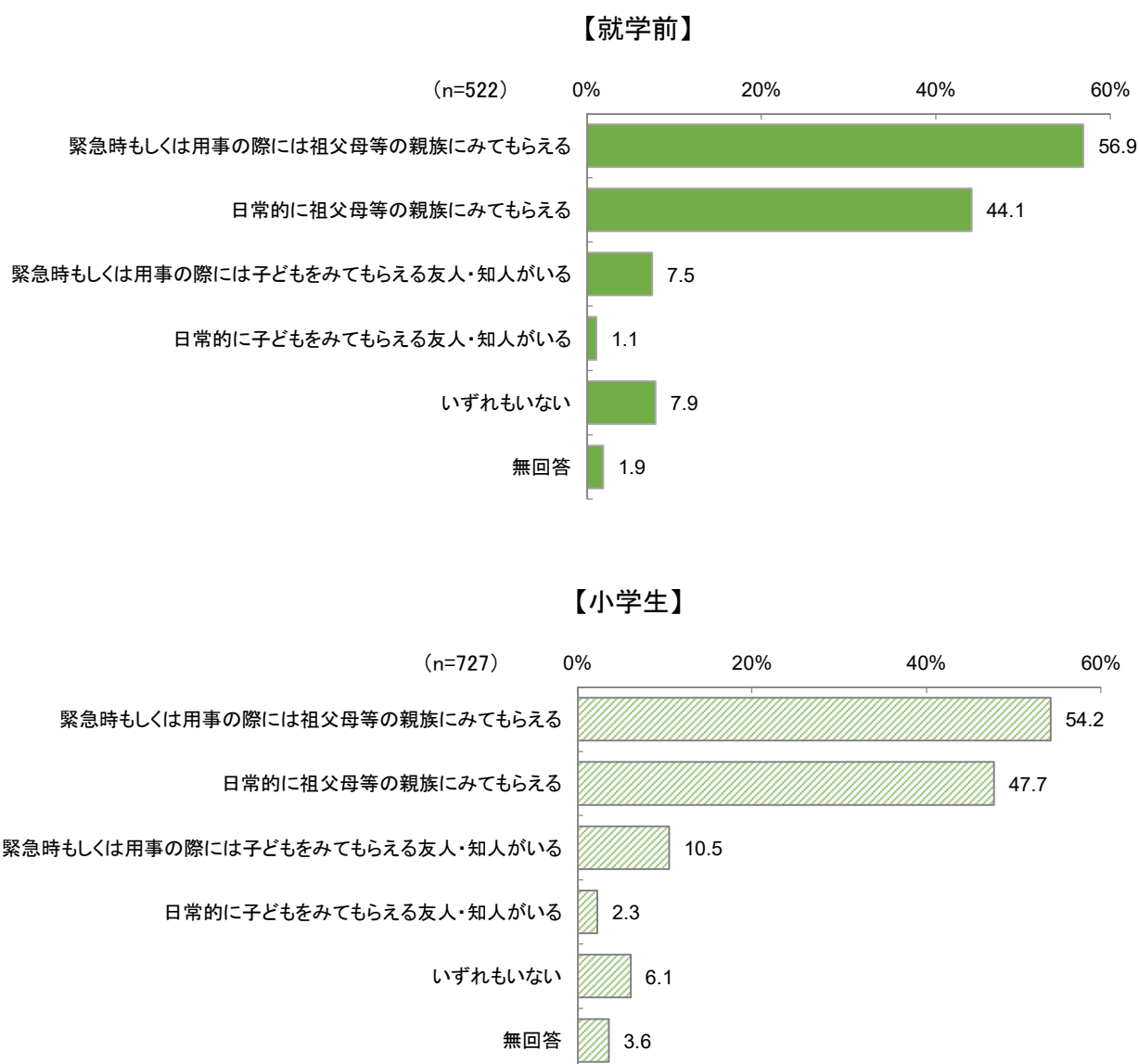
出典：東かがわ市保健課

5 アンケート調査結果の概要

(1) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前、小学生の調査結果はともに、5割以上の人々が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答しており、次いで4割以上の人々が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答しています。

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無

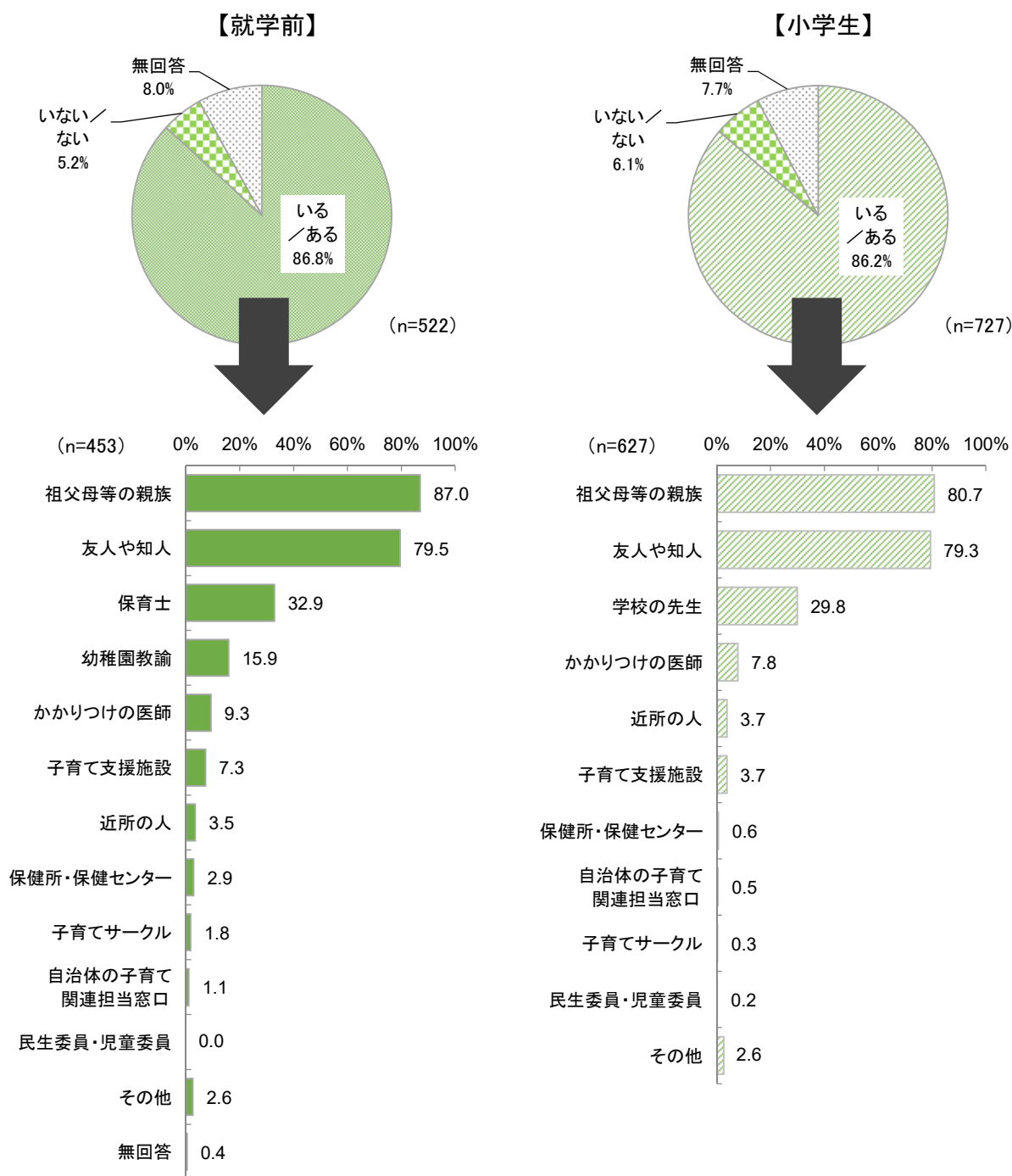


（２）子育てをする上で相談できる人（場所）の有無・相談先

子育て（教育を含む）をする上で相談できる人（場所）の有無については、８割以上の人が、相談できる人が「いる／ある」と回答しています。

子育て（教育を含む）に関する相談先については、親族や友人が主な相談相手となっており、続いて、就学前では「保育士」、小学生では「学校の先生」などとなっています。

◆子育てをする上で相談できる人（場所）の有無・相談先

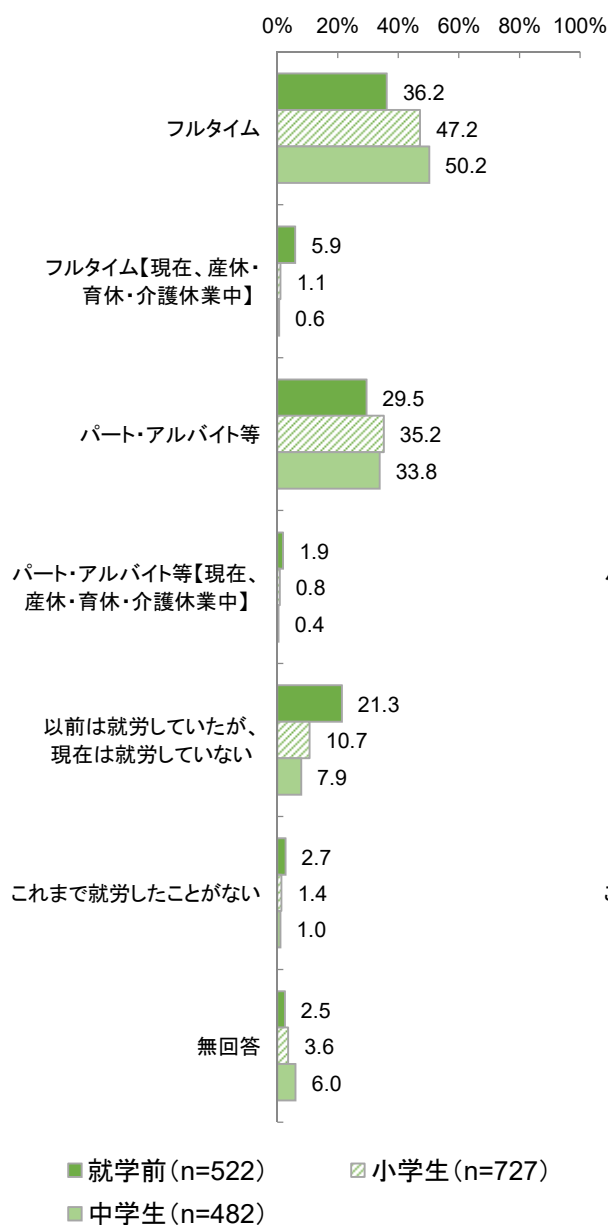


(3) 保護者の就労状況

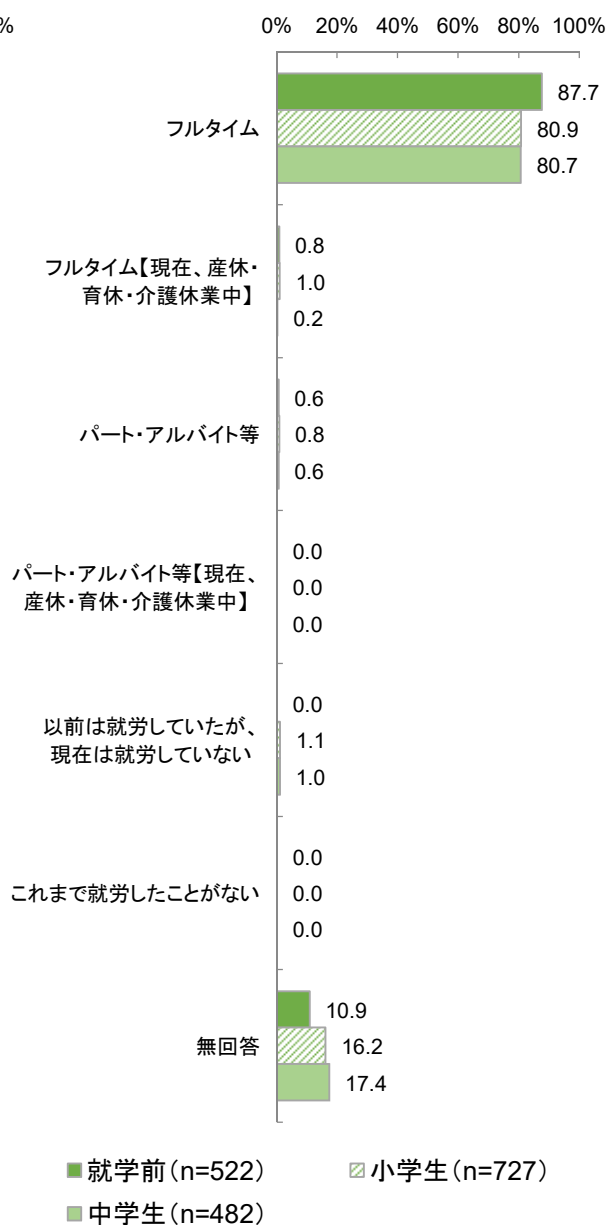
保護者の就労状況については、「フルタイム」で働く母親の割合は、就学前から中学生へと子どもが大きくなるにつれ増加し、中学生の母親では約半数が「フルタイム」で働いています。一方、「パート・アルバイト等」勤務の割合は、3割から3割半ば程度となっています。

父親の就労状況は、「フルタイム」が8割以上を占めています。

◆母親の就労状況



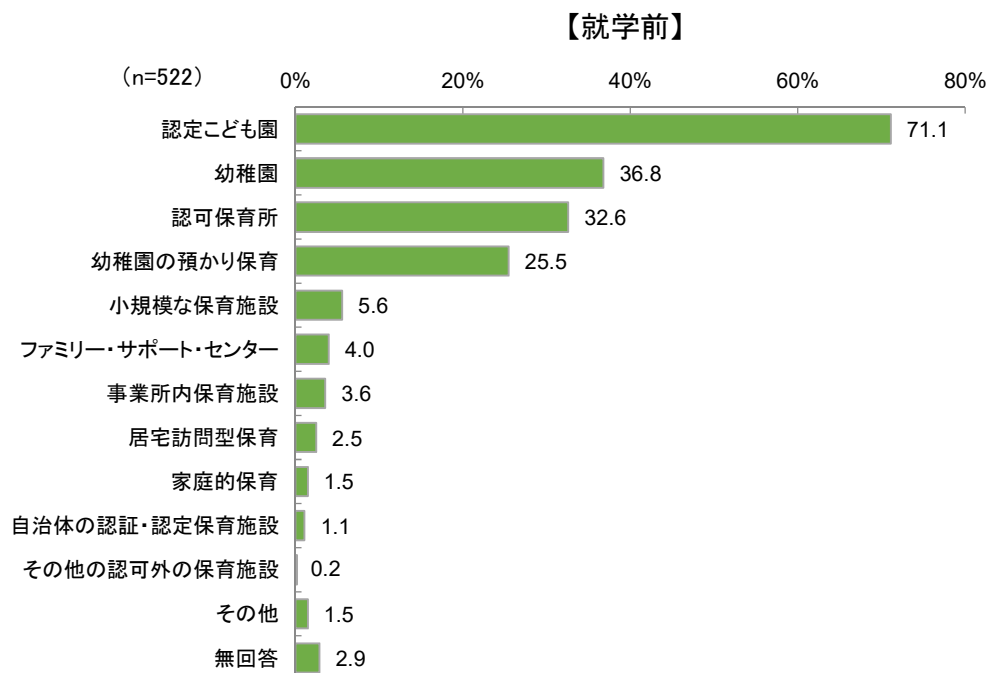
◆父親の就労状況



（４）平日に定期的に利用したい教育・保育の事業

平日に定期的に利用したい教育・保育の事業については、「認定こども園」(71.1%)が最も多く、次いで「幼稚園」(36.8%)、「認可保育所」(32.6%)、「幼稚園の預かり保育」(25.5%)となっています。

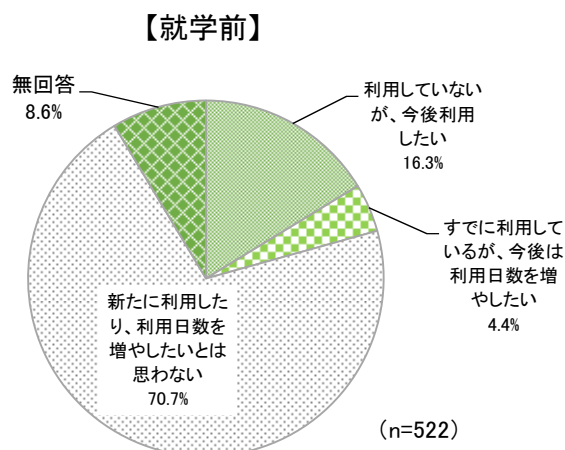
◆平日に定期的に利用したい教育・保育の事業



（５）地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業の今後の利用の希望では、「利用していないが、今後利用したい」は16.3%、「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」は4.4%となっており、新たに利用、または利用日数の増加を考えている人は、全体の20.7%を占めています。

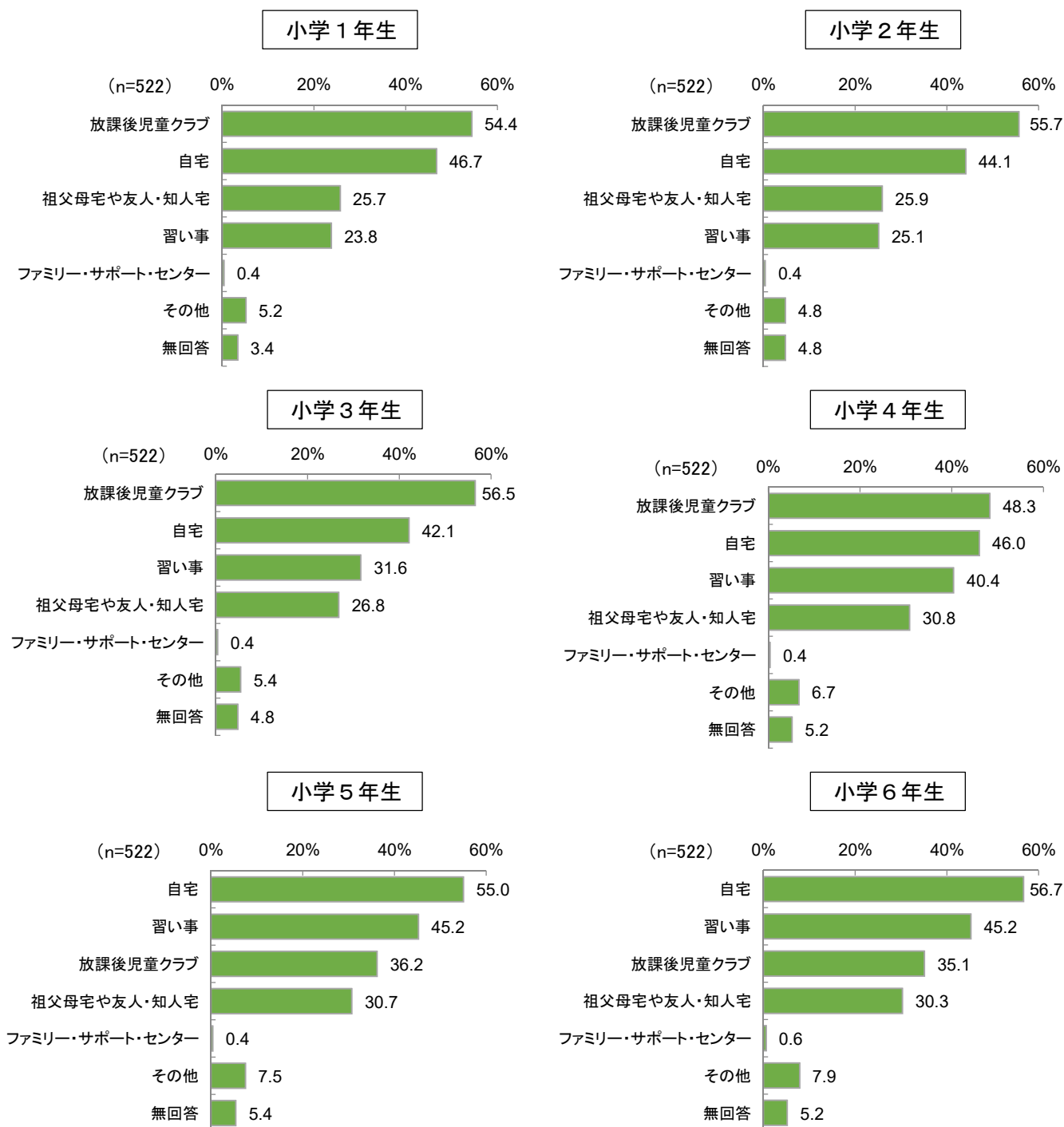
◆地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



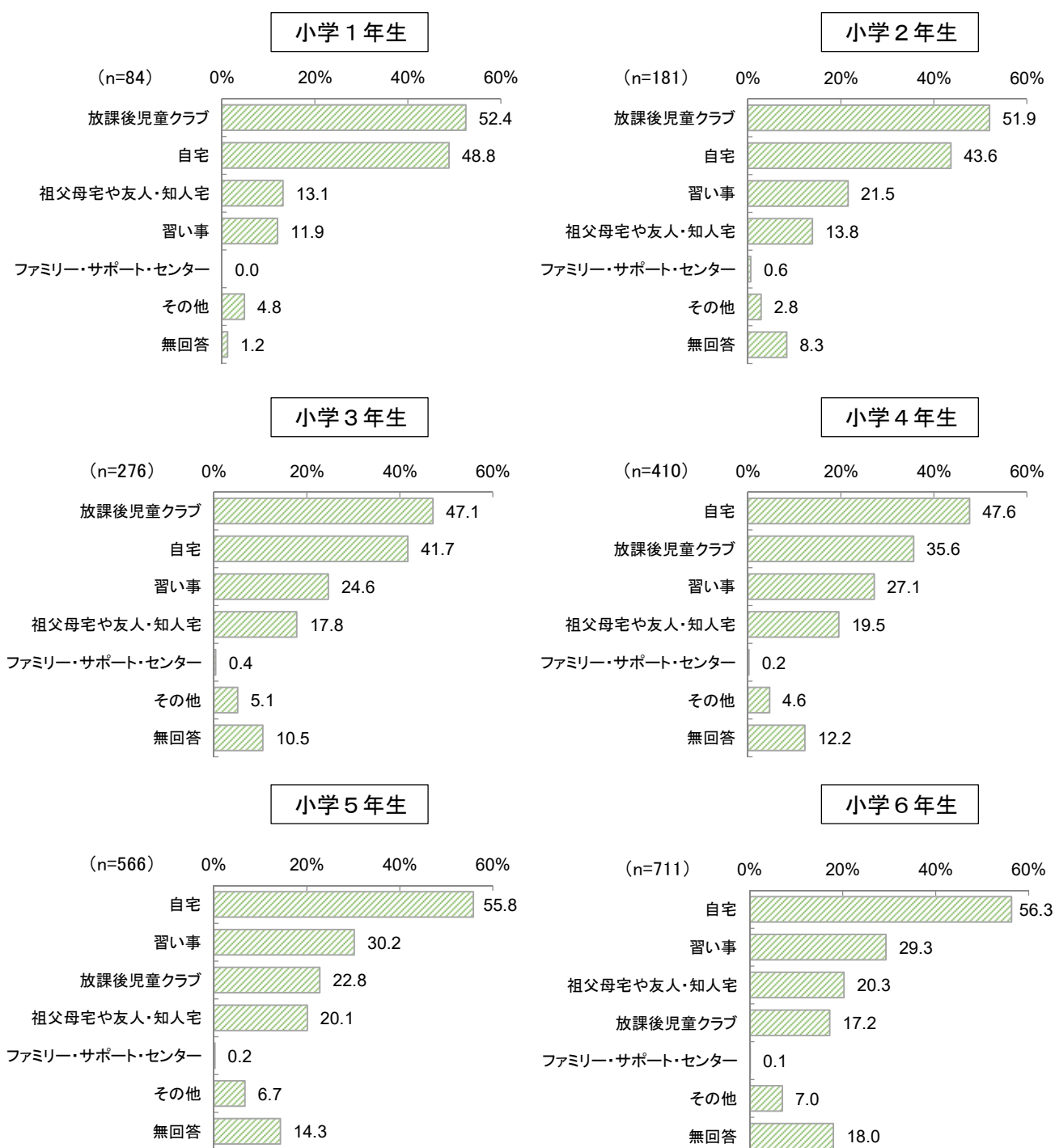
（６）小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

子どもが小学校就学後、放課後をどのような場所で過ごさせたいかについては、小学校低学年（就学前調査では小学４年生まで）では、「放課後児童クラブ」の希望者が最も多く、高学年になると、放課後児童クラブの利用希望は減少しています。

◆小学校就学後の放課後の過ごし方の希望 【就学前】



◆小学校就学後の放課後の過ごし方 【小学生】

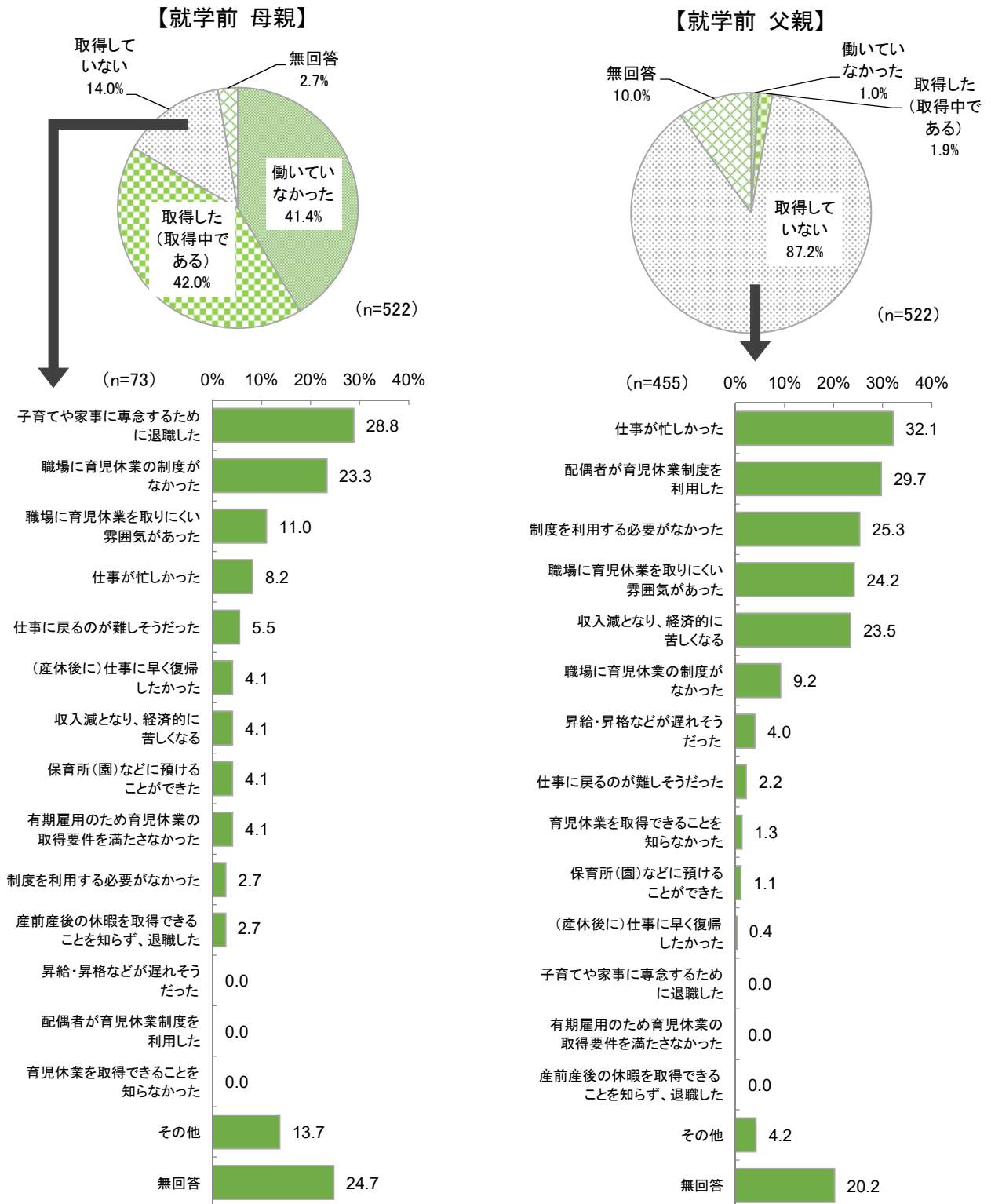


（７）育児休業の取得状況・取得していない理由

育児休業の取得状況については、母親は、「取得した（取得中である）」、「働いていなかった」がともに４割程度を占め、父親は、「取得していない」が大半を占めています。

また、育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」、父親では「仕事が忙しかった」などが主な理由となっています。

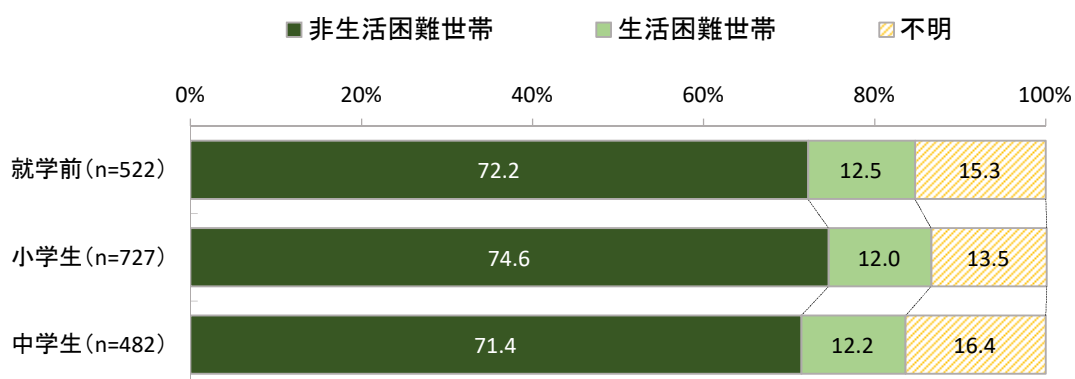
◆育児休業の取得状況・取得していない理由



（８）生活困難世帯の状況

生活困難世帯の状況については、７割以上が「非生活困難世帯」となっており、「生活困難世帯」は全体の１割程度となっています。

◆生活困難世帯の状況

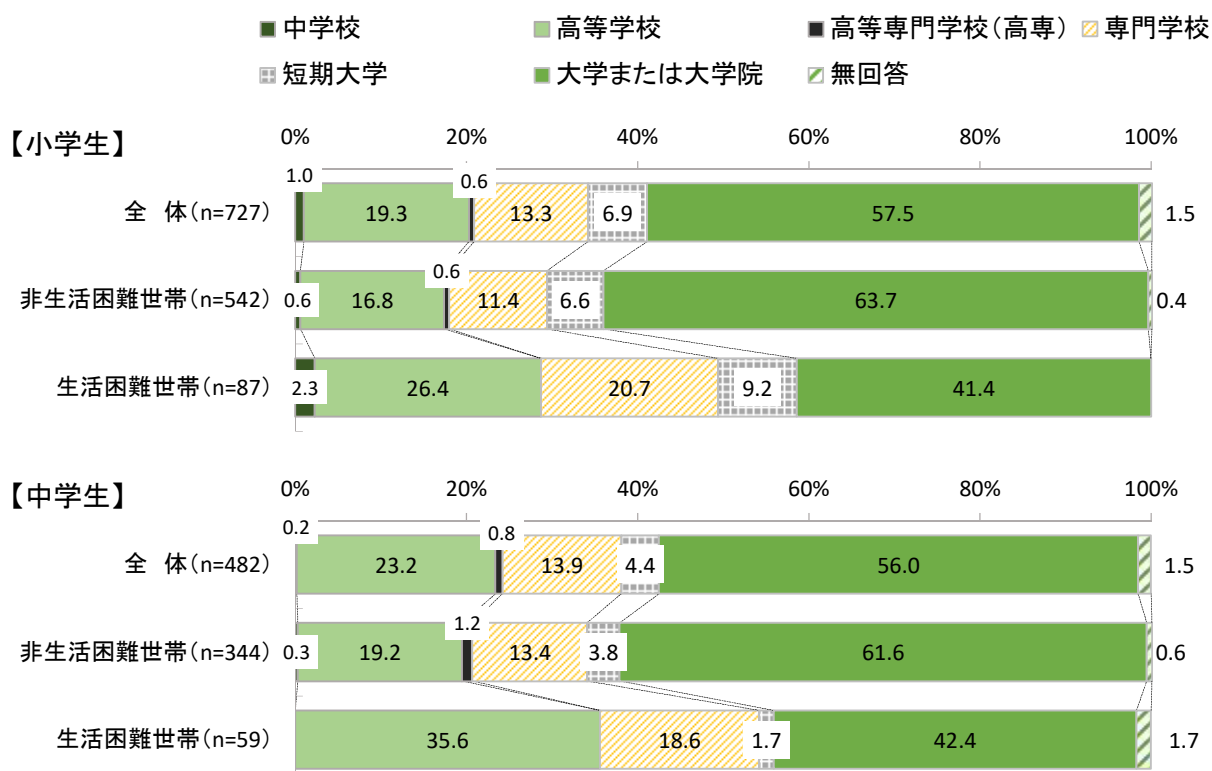


（９）希望する子どもの進学先

希望する子どもの進学先は、「大学または大学院」を希望する人が最も多いものの、その割合は非生活困難世帯に比べ、生活困難世帯では 20 ポイント程度低くなっています。

また、生活困難世帯では「高等学校」、「専門学校」を進学先として希望する割合が、非生活困難世帯を上回っています。

◆希望する子どもの進学先



6 現状と課題

(1) 家庭や地域における子育て支援の充実

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、少子化や核家族化の進行に伴い、この役割を十分に果たすことが難しい家庭が増加しており、アンケート調査をみると、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人がいない家庭が1割弱あり、身近な人に頼りにくい状況が見受けられます。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向や、利用日数の増加を希望する人が一定数存在することや、不定期の保育事業の利用意向として、地域住民が子育て家庭等の近くで場所をみてくれるサービスを求める声もあることから、さまざまな子育て支援サービスにより、子育て家庭を支援することが必要です。

就学前教育・保育については、本市ではこの5年間で幼保一元化事業の推進により施設の統廃合を図り、認定こども園への移行を行ってきました。少子化が進む中、女性の就業率の増加などを背景に保育ニーズがますます高まっていることから、小規模保育や家庭的保育事業等の地域型保育を含めた多様な保育サービスの充実が求められています。

(2) 相談体制の充実

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では、子育てに関しての相談先については、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育て支援施設」「保健所・保健センター」などの各機関は就学前児童保護者、小学生児童保護者とも1割を満たしていない状況となっています。さらに、就学前保護者で5.2%、小学生児童保護者で6.1%が子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

（３）仕事と子育ての両立の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することを目指しています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は 42.0%ですが、父親の取得した割合はわずか 1.9%と、いまだ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 24.2%となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。また、働き方改革を進めることで、子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境をつくる必要があります。

（４）子どもの貧困対策の推進

アンケート調査によると、生活困難世帯の割合（相対的貧困率）は就学前児童保護者で 12.5%、小学生児童保護者で 12.0%、中学生生徒保護者で 12.2%となっています。日本における「子どもの貧困」とは「相対的貧困」のことを指します。相対的貧困とは、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なりますが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

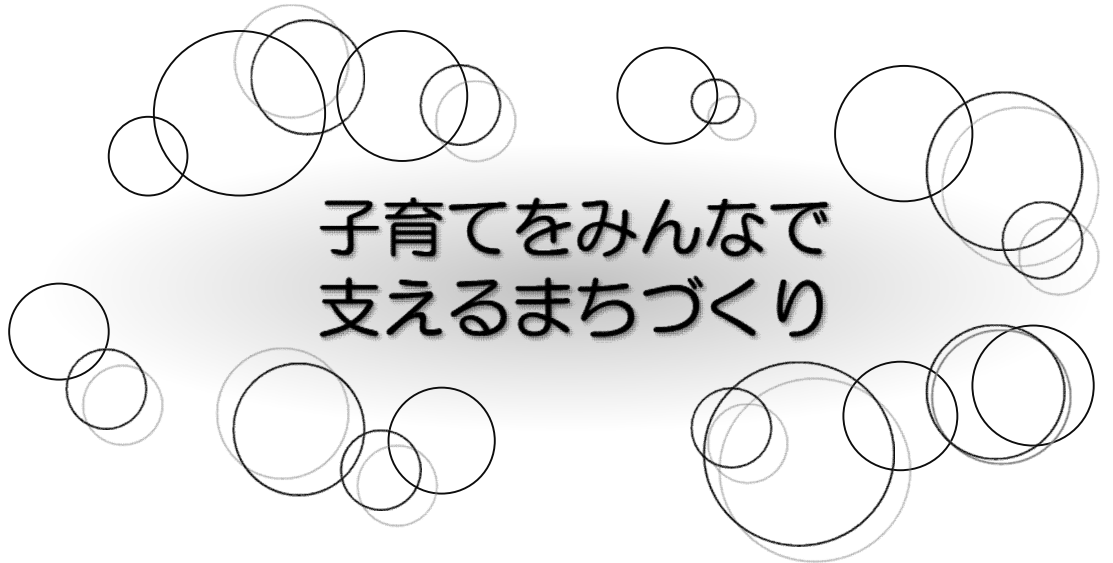
「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての市民に共通する願いでもあります。

子育てや子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化してきています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

「東かがわ市にこにこプラン／東かがわ市次世代育成支援行動計画」から“子育てをみんなで支えるまちづくり”を基本理念として、子どもが健やかに育つ家庭環境と子育て支援の様々な取組みを通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。この基本理念には、子ども・子育て支援を量と質の両面から充実させるために、家庭を中心に、学校、地域、企業、その他社会を構成するすべての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことで、本市に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを生み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現をめざす思いが込められています。

本計画においても、前計画からの基本理念を継承し、「地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ」、「すこやかで笑顔あふれる子どもを、東かがわのみんなで育てる」の考えのもと、引き続き“子育てをみんなで支えるまちづくり”を基本理念とします。

また、子ども・子育て支援法・基本方針に基づき、親が子育ての第一義的責任を有するということを基本認識とします。



子育てをみんなで
支えるまちづくり

2 基本的視点

計画策定にあたって、次の3項目を基本的な視点として設定します。

子どもの幸せを第一に考える視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

家庭の子育て力を高める視点

子育てについての第一義的責任がある保護者が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるように支援します。また、子育てを通して、子どもと保護者がともに育っていけるように、家庭での子育て力を高めます。

地域全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く地域全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが連携・協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整備します。

3 基本目標

基本理念、基本的視点に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の6項目を基本目標として掲げます。

基本目標1 豊かな人間性を育てる教育の充実

次代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立した大人になるため、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義など、子どもの健やかな成長を促す教育・広報・啓発に取り組みます。

また、子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような教育環境等の整備を推進します。

さらには、地域社会全体で子どもを育てるために、地域の教育力の向上を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

基本目標2 子どもの貧困対策の推進

経済的状況により、子どもの学習環境が十分ではなく、進学などの選択範囲が狭められている貧困家庭に対して、就学援助等の支援を行うほか、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることの理解を深め、地域全体で見守り、適切な支援につなぐ環境づくりを推進します。

基本目標3 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

また、子育てを通して、子どもと保護者がともに育っていけるように、家庭での子育て力を高めます。

基本目標4 地域全体での子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

また、合理的配慮を必要とする障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、また、ひとり親家庭等への継続的な支援の充実を図ります。

基本目標 5 仕事をしながら子育てをしている人への支援

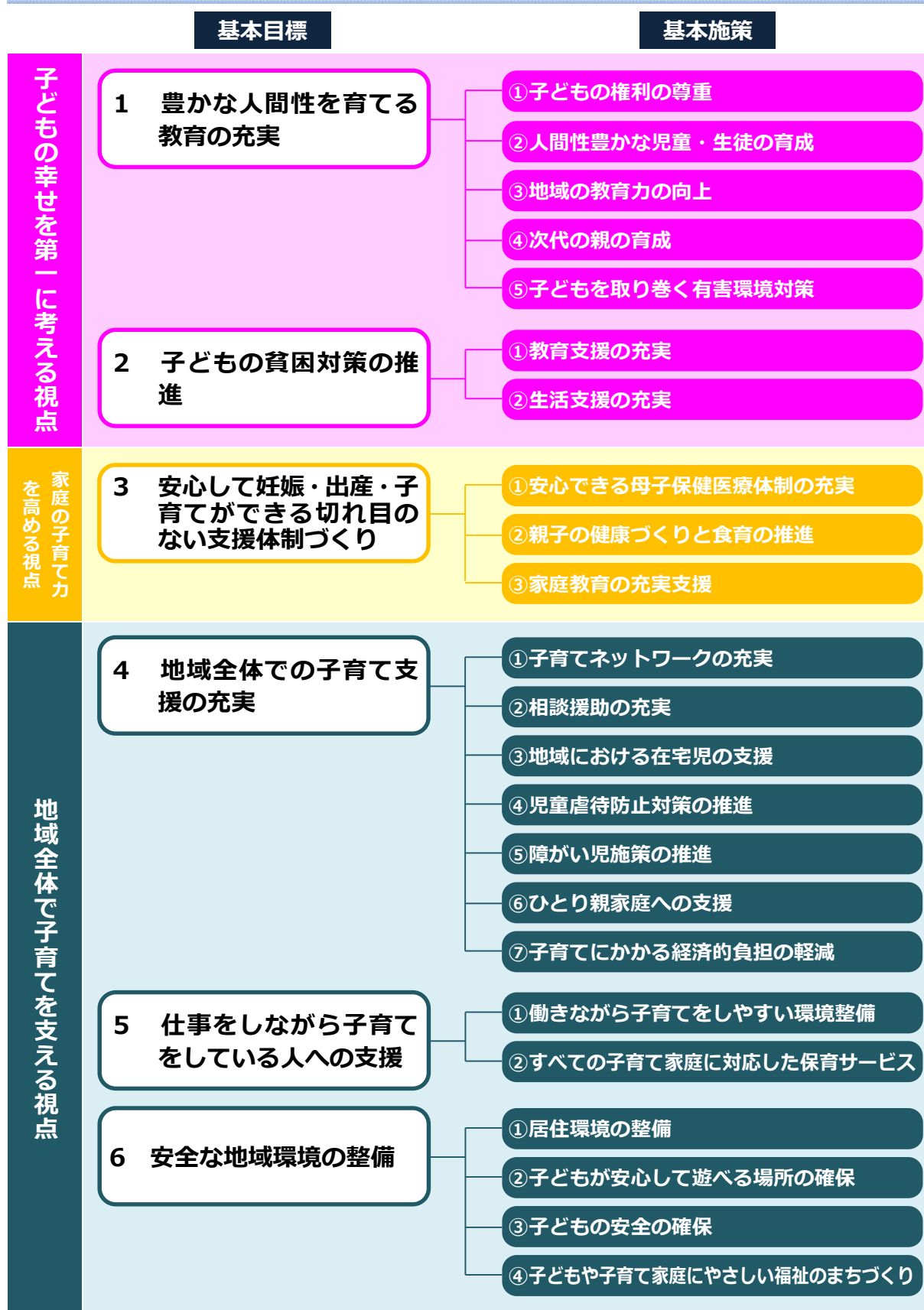
安心して仕事と子育てを両立できるよう、企業を含めたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の浸透に努め、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取り組みを推進します。

また、関係法令制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

基本目標 6 安全な地域環境の整備

良質な住宅・居住環境の確保、安全な道路交通等の整備、公共交通機関のバリアフリー化などにより、子育てにやさしく、心豊かに生活できる安全・安心な環境をつくれます。

4 施策の体系



第4章 施策の展開

1 豊かな人間性を育てる教育の充実

① 子どもの権利の尊重

現 状

- 子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると、虐待・いじめ・犯罪など、子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。
- 就学前や小・中学校等で人権・同和教育研究会をもち、定例会での課題研究や県外研修において、異校種の教職員がともに学ぶことにより、人権・同和教育の在り方・進め方等について協議するなどし、人権・同和教育の推進を図っています。
- 保育所・幼稚園・小学校で行う家庭教育学級において、人権学習会を実施しています。

課 題

- 人権教育は子どもの教育・保育にとって最も大切なことですが、結果や成果が分かりにくい問題があります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の各施設で保護者対象の研修会を年1回は取り組む必要があります。

今後の方向

- ①今後も人権・同和教育研究会を継続実施し、各校施設で問題提起の研究や研修を実行するとともに、情報を交換することで市内全体の人権教育の内容の充実を図ります。
- ②子どもの権利擁護について、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳児健診の場、保育所、学校等も活用して啓発に努めます。
- ③保護者が監護を著しく怠るネグレクトは児童虐待であることを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを乳児健診の機会などを活用し、周知に努めます。

② 人間性豊かな児童・生徒の育成

現 状

- 保育所・幼稚園の子どもたちが小学校へ、小学校の児童が中学校へスムーズに移行することができるよう、保幼・小または小・中間で、交流を行うとともに、子育てネットワーク会議を開催し、保幼小中の接続がスムーズにいくように情報共有を図っています。
- 小中学校の道德教育主任を中心に、規範意識を養い豊かな心を育む道德教育を発達段階に応じて行っています。
- スクールカウンセラー・心のサポート相談員が中学校へ定期的に出向き、いじめや不登校などの児童生徒に対して精神的ケアを行っています。
- 地域と学校、こども総合支援センターが連携し、いじめや非行、不登校などの児童生徒への対応を行っています。
- スポーツ少年団体験会・運動会・スポーツ教室、体力測定会、ジュニアスポーツ育成プログラム、市民ウォーク、スポーツフォーラムを実施しています。

課 題

- 子どもたちが、長年培ってきた市の歴史や文化を踏まえた教育を受け、学校・家庭・地域といった社会とのかかわりの中で、自己の可能性に気づき、豊かな人間性を育むことのできる環境の整備が必要です。
- 子どもは集団生活や学校教育を通じて、学問的な教育はもちろんのこと、他者との協調性や他者への思いやり、判断力・思考力・表現力、興味のある分野の発見など、様々な経験をして心身ともに成長していきます。子どもが社会に出た時に必要とする一般的な知識だけでなく、子ども一人ひとりの個性を伸ばし、いきいきとたくましく生きる力を身に付けさせることが、教育を提供する側に求められています。

今後の方向

- ①妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携・交流を図ります。
- ②積極的にスポーツに親しみ、意欲と能力を伸ばすことができるよう、運動会や夏休みのラジオ体操・スポーツ少年団活動などを通じて家庭や地域と連携して体力づくりの啓発を行います。
- ③子どもに豊かな人間性等の「生きる力」を育む学校教育の改善・充実を図り、個性を伸ばし、命の大切さや他人への思いやり等を育てる教育を推進します。
- ④確かな学力を身につけ、自立する力を育む教育を推進し、学力向上と生徒指導を両輪とし教育を進めます。

③ 地域の教育力の向上

現 状

- 近所づきあいの希薄化が問題とされているように、現代では以前に比べ、近所の人と日常的に関わりを持たない家庭が多くなりました。そのため昔と比べて、地域のお年寄りとの交流など、家族や学校の枠を超えた地域という広い範囲でのコミュニケーションを学ぶ場が少なくなっています。
- 市内3地区で子ども会対抗スポーツ大会を実施しています。参加者の減少対策として種目を変更し、参加しやすいようにしました。
- 市内全域を対象に、各種体験、文化教室の実施、キャンプ教室を実施しています。
- 各小学校・引田中学校で学校支援ボランティア参加のもと、年間を通して文化活動やスポーツ活動を実施しています。
- 児童館においては、児童厚生員の指導による幅広い交流活動を通して人間関係を学び、生きる力を育んでいます。
- 放課後児童支援員として、シルバー人材センターからの派遣や長期休暇時のボランティア登録者などに子どもたちの見守りをお願いしています。

課 題

- 学校の統合により広がった校区・地域に向けて、学校での子どもたちとの活動の意義と成果を広く発信していく必要があります。
- 地域において子育て家庭を見守り、気になる世帯があれば支援できるような人材が不足しています。
- 地域住民や関係機関の連携の下、地域の教育力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進する必要があります。

今後の方向

- ①民生委員・主任児童委員等を活用して、地域の見守り強化のための啓発に努めます。
- ②地域行事、伝統文化やスポーツ・レクリエーション等の指導者の発掘・養成を行い、その活用を図ります。
- ③小中学生を対象に、講師や学校・学年の違う子どもたちが交流しながら、各種の体験を通して、自主性や社会性を育くむ機会づくりとして、「わくわくチャレンジ教室」を開催します。
- ④地域住民が学校支援ボランティアとして参加するなど、家庭、学校、地域社会の連携を推進し、子どもの健全育成に努めます。
- ⑤放課後児童クラブにおいても地域の方の協力を得る機会をもちます。
- ⑥子ども会は年齢の違う子ども同士が交流することにより、人との関わり方や判断し行動する力を養うこと等、健全育成のために大切な活動であるため、子ども会活動の充実と活発化のために、引き続き支援を行います。

④ 次代の親の育成

現 状

- 現在、少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化等により、子どもが兄姉に面倒をみてもらったり弟妹の世話をしたり、近所の子どもと遊んだりするなど、異なる年齢の子どもたちのふれあう機会が少なくなっています。
- 家庭において男女ともに家事や育児を協力しあって行う男女共同参画の意識も浸透しつつありますが、まだまだ性別役割分担意識も根強く残っています。
- 総合的な学習の時間などを活用し、小中高生が保育所や幼稚園で乳幼児と直接ふれあうことにより、生命の大切さを体験する機会を設けています。

課 題

- 次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義や命の尊さを学ぶ機会を継続的に提供する必要があります。

今後の方向

- ①引き続き、総合的な学習の時間などを活用し、異年齢交流や乳幼児と接する機会を増やします。
- ②保育所・幼稚園等においても地域の子どもやお年寄りとのふれあう機会や行事等を増やすなど地域活動を強化します。
- ③学校教育において、発達段階に応じた男女共同参画に関する教育と、自立した人間として、考え、判断し、行動できるよう、一人ひとりの個性や能力に合わせた適切な指導の充実を図ります。また、人間形成の基礎が培われる幼児期においても、幼児教育・保育に携わる教諭、保育士等のほか保護者に対して、男女共同参画意識を高める取り組みを推進します。

⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策

現 状

- パソコン、スマートフォンなどから有害サイトへのアクセスや情報収集、発信が容易になっています。近年大きな問題になっているのは、有害サイトやインターネットを介した交友関係であり、実際にSNSや無料通話アプリなどで犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。
- 市内4施設（幼・認・保・小）でネット学習会を実施しています。インターネットの現状について、保護者向けの講話を実施しています。
- 小中学校及び各団体等の補導員がグループを組み、土曜デー、夏・秋祭り、夏期夜間の補導活動等を実施しています。

課 題

- コンビニエンス・ストアなど夜間・深夜営業の店舗等は、一部の児童生徒の居場所になりやすい状況があります。
- インターネットの普及により、様々な情報が容易に手に入るようになりましたが、使い方を間違えれば犯罪に巻き込まれることもあるということを、理解しないまま利用することは非常に危険です。インターネットが普及した時代だからこそ、子どもだけでなく、全ての人がその危険性や正しい使い方を学び、正しく理解する必要があります。

今後の方向

- ①少年育成センターを中心に、引き続き巡回指導・補導活動を行います。
- ②ネット学習会は幼小中の保護者を対象にするとともに、利用者の低年齢化に伴い、幼保保護者への広報を今まで以上に進めます。また、今直面する課題であるネット依存等の講演会を関係機関等と共催で実施します。

2 子どもの貧困対策の推進

① 教育支援の充実

現 状

- アンケート調査によると、生活困難世帯の割合（相対的貧困率）は就学前児童保護者で12.5%、小学生児童保護者で12.0%、中学生生徒保護者で12.2%となっています。
- アンケート調査によると、家での勉強時間や塾や習い事の状況、希望する子どもの進学先において、生活困難世帯と非生活困難世帯に違いがみられているように、貧困とされる子どもは、学力や進学の手機において、格差が生じている現状があります。
- 小中学校における義務教育のより円滑な実施に資することを目的に、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給しています。
- 市内の学生、生徒のうち、優れた素質と強い向学心を持ちながら経済的理由により修学に困難がある子どもに対し、奨学金の貸付けを行っています。
- 小学校において、夏休み英語クラブ、ハロウィーンパーティー、クリスマス英語クラブ等のイベントを実施しています。
- 中学校の英語教育では、総合的な学習の時間を活用し、国際文化・国際コミュニケーション活動の要素を取り入れた活動を実施しています。

課 題

- 学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、高等学校等への進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止することが大切です。

今後の方向

- ①引き続き、真に援助を必要とする保護者に対して、適切な就学援助・奨学金の貸付けを行います。
- ②初等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の充実強化、中学校における英語教育の高度化など、小・中学校を通じた英語教育の充実を図ります。

② 生活支援の充実

現 状

- アンケート調査によると、朝ごはんを用意する頻度、子どもの虫歯の有無において、生活困難世帯と非生活困難世帯に違いがみられているように、貧困が子どもの生活習慣に影響している状況がうかがえます。
- 家庭児童相談室において、18歳未満の児童に関する各種相談（虐待通報、育児の悩み、養育、発達、非行等）を受けています。
- ひとり親家庭の方の生活全般の悩みなどについて、母子・父子自立支援員による相談事業を行っています。
- こども総合支援センターにおいて、子どもの不登校や健全育成に関する相談を臨床心理士や社会福祉士など専門の職員が対応しています。
- 生活困窮者自立支援制度として、経済的な問題で生活に困っている、長く失業している、ひきこもりやニートで悩んでいるなど、生活上の様々な相談を受け付けています。

課 題

- 生活困難世帯では、朝食、歯みがきといった基本的な生活習慣の確立の面で課題があると考えられます。

今後の方向

- ①子育てに関する悩みや不安を緩和するために相談窓口の充実を図ります。また、各種事業を通じ、相談・訪問を行うほか、いつでも相談できる体制の整備を図ります。
- ②相談員・支援員が相談の内容によって、適切な対応ができる専門機関や窓口を紹介するとともに、相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的・継続的に行われるように自立に向けたプラン（自立支援計画）を立案します。

3 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり

① 安心できる母子保健医療体制の充実

現 状

- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進及び異常の早期発見のため、各種健康診査を実施しています。
- 妊産婦やその家族に対して、マタニティ教室や育児教室、また各種相談の場を活用し、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を行っています。
- 産後6か月未満の産婦に対し、助産師による産後ケア事業や母乳育児応援券の配布を行っています。
- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。
- リスク要因を持つ妊産婦や未熟児を対象に、早期支援のための訪問活動や母親へのサポートを行っています。
- 母子愛育会活動では、おやこ運動会や研修会、育児サークル等、地域で親子がふれあえる活動を実施しています。
- 学校と連携し、小児生活習慣病予防健診の指導や、必要な健康づくり事業の支援に努めています。

課 題

- 妊娠中から母子の心身の健康が確保できるよう、医療・福祉・保健・教育といった分野を超えた連携をとりながら、支援していく必要があります。
- 子どもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。母子を取り巻く環境が大きく変化する中、出産や育児への不安感や負担感が大きくなっており、このことが安心して子どもを生み育てることを妨げています。

今後の方向

- ①安心して子どもを生み育てることができるよう、気軽に相談できる体制を整備し、妊産婦及び乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。
- ②乳幼児期の心身の異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。
- ③学校や地域と連携し、児童・生徒の保健対策の強化に努めます。
- ④0歳から中学校3年生までの子どもを対象に、病気やけがなどにより健康保険を使って医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分（2割または3割）の一部を助成します。

② 親子の健康づくりと食育の推進

現 状

- アンケート調査によると、朝食の欠食率（食べない日がある割合）は就学前で4.4%、小学生で5.9%、中学生で10.6%となっており、年齢が上がるにつれて欠食が多くなる傾向がみられます。
- 関係機関が食育に関する課題の共有・情報交換を行い、食育を推進するための食育連絡会を開催するとともに、朝食・野菜摂取を促す啓発を行っています。
- 育児学級やマタニティ教室において、親子での遊びや生活習慣の見直し、発達・病気・看護・栄養等に関する情報提供を行っています。
- 食生活改善推進協議会では、園児とその保護者を対象にした「簡単朝食レシピ体験」を実施希望の就学前施設で行ったり、小学生とその保護者を対象にした「おやこの食育教室」を夏休みに行っています。また、小中学校と連携して朝食・野菜摂取や郷土料理を普及啓発する調理実習を行っています。
- 給食センターでは、市内全幼・小・中学校の児童・生徒全員の身長体重、活動の状況などのデータ収集により、各学年・クラス単位での栄養管理を行っています。
- 小中学校において、保護者に対して食育に関する啓発・相談を実施するとともに、市ホームページの食育ニュースを毎月更新し、提供している給食やレシピを公開して、学校給食への関心を高めています。

課 題

- 幼児期から朝食を欠食する子どもがみられ、子どもとその保護者に対して朝食摂取の重要性を伝えるとともに、主食・主菜・副菜が整ったバランスのよい食事について、さらに啓発する必要があります。
- 食事のマナーや規則正しい食習慣が身についていない子どもが増えています。
- 家族全員で決まった時間に食事をとらない家庭が増えています。

今後の方向

- ①食育連絡会のネットワークが連携し、朝食・野菜摂取の促進啓発を強化します。
- ②就学前施設、小中学校及び食生活改善推進協議会や母子愛育会と連携し、正しい生活習慣や食習慣、運動習慣等の重要性を周知します。
- ③食生活の基礎や規則正しい生活習慣は、就学前では家庭で身につけ、就学後は自ら身につけられるよう、保護者及び児童生徒に対する指導・啓発・体験活動等を行います。
- ④就学前施設・小学校・中学校で地元生産者との交流事業を実施するとともに、市ホームページの食育ニュースにその取り組みを掲載し、家庭や地域にも地産地消を推進していきます。

③ 家庭教育の充実支援

現 状

- 家族形態の変化や価値観の変化、地域とのつながりの希薄化により、家庭の教育力や子育て力の低下が懸念されています。
- 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校で、家庭教育学級を開設し、選択制のプログラムとして、ワークショップやネット学習会、人権研修等を実施しています。
- 保護者が自信をもち安心して子育てができるよう、家庭教育の充実と推進を目的に、座談会、グループワーク等を通して、就学前の子どもをもつ保護者同士がつながりをつくり、それぞれの悩みの解決策を探る親育ちプログラム「サロン・ド・マミーズ」を実施しています。
- 市内在住または保護者の実家が本市にある1歳頃までの子どもをもつ母親を対象に、育児の知識やスキルを学ぶことで育児に対する不安の解消を目的としたベビープログラム「ハローベイビー」を実施しています。

課 題

- 愛着関係が薄い親子の増加や、子どもの成長過程における子どもとの関わり方がわからない親が増えてきていることから、子育ての不安や悩みを相談できる相談機会の充実、親同士の交流の促進、家庭の大切な役割である基本的生活習慣や子どもへの関わり方等を学べる機会の充実が必要です。

今後の方向

- ①開催日程や時間帯によっては家庭教育学級に参加できない保護者に対しても、家庭での教育に関して再確認できるよう、啓発グッズや資料を効果的に配布します。
- ②親育ちプログラムやベビープログラムの受講者が受講終了後も連絡を取り合い、子育てについて保護者同士で問題解決できるつながりを継続できるよう支援していきます。

4 地域全体での子育て支援の充実

① 子育てネットワークの充実

現 状

- 子育てに関係する団体、施設または個人において、それぞれの役割を担った活動をしており、子育て支援をする人と子育て中の保護者は、それぞれが所属する団体を通して関係を深めつつ子育てをしています。
- 「子育てネットワーク会議」の活動を通して、市内の子育て支援関係団体等の交流、情報交換、市民に対する情報提供等を行っています。
- 子育てウェブサイトでは、行政サービスの情報だけでなく、子育てに関する各種の情報を掲載しています。

課 題

- 子育てに関するワンストップサービスとして、情報のネットワーク化や専門化など、子育て家庭が情報を得やすい様々な情報発信の手法について、随時時代に合った工夫が必要です。

今後の方向

- ①今後も「子育てネットワーク会議」の活動を通じて、関係者の交流、情報交換、情報発信、子育て支援団体の育成などを行い、地域の関係機関の連携強化を図ります。
- ②子育てを地域全体で支えるため、子育てをする親同士や子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。
- ③子どもの年齢により短期間で必要な情報が変化する子育て家庭に対して、サービスを効果的・効率的に提供するために、ホームページなどの情報発信方法を工夫します。
- ④親自身が子育てについて、仲間づくりやコミュニケーションを図り育児力を高めることができるよう、サークルづくりやサークル活動に対しての支援を行います。

② 相談援助の充実

現 状

- アンケート調査によると、子育てをする上で相談できる人（場所）がない割合は就学前で5.2%、小学生で6.1%となっています。相談先は親族や友人・知人が多く、行政の相談窓口等に相談する人は少ないのが現状です。
- 子育てに関する相談は、虐待、育児、教育相談などのほか幅広く、窓口は各担当課、施設をはじめ、民間事業所、県・国関係等多方面にわたり体制を整えています。
- それぞれの窓口において、機会を捉えてチラシ配布などの周知を行っています。
- 家庭内の諸問題に対しては、相談機関や関係団体などが相談や解決に向けて支援を行っていますが、相談内容の複雑・深刻化により、緊急かつより高度な専門的対応が求められるケースも増えています。

課 題

- 単独の相談窓口・機関では相談者のニーズに十分に対応しきれないことがあるため、身近な相談窓口・機関から専門相談機関に連絡・連携する仕組みづくりが必要です。
- 子育て支援に従事している者でも、保護者等からの相談に適切な対応や連携ができないケースがあるため、相談・アドバイスができる支援者の配置や人材育成が必要です。
- 親族など身近に相談できる人がいるという点で心強いものの、専門的な知識を必要とする問題に関しては、やはり専門家に相談した方が適切であり、相談できる機関や窓口についての情報を周知・提供する必要があります。
- 支援を必要とする人が相談に行かない、または行けない、周りの目が気になって誰にも相談できないなどの状況もあることから、出前・訪問（アウトリーチ）型の相談・支援の充実も必要です。

今後の方向

- ①個々のケースに適切に対応できるよう、児童家庭支援センター、子育て支援センター、家庭児童相談室、乳幼児相談など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。
- ②相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。
- ③指定障がい児相談支援事業所をはじめとする関係機関と情報共有・意思確認を通じ、障がい児への相談支援体制を強化します。

③ 地域における在宅児の支援

現 状

- 少子化、核家族化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会環境の変化に伴い、人々の意識やライフスタイルは多様化し、地域の「つながり」が希薄化しています。社会的孤立は虐待のリスク要因になるため、在宅で子育て中の親子が不安や負担を抱え孤立しないための活動を行っています。
- 就学前施設では、地域の親子を対象に園庭開放や交流行事を行っています。
- 地域子育て支援センターでは、在宅の親子を対象に遊びや交流の機会の提供、子育てに関する相談等を行っています。
- 保護者が自信をもち安心して子育てができるよう、家庭教育の充実と推進を目的に、座談会、グループワーク等を通して、就学前の子どもをもつ保護者同士がつながりをつくり、それぞれの悩みの解決策を探る親育ちプログラム「サロン・ド・マミーズ」を実施しています。

課 題

- 在宅で子育て中の家庭の把握や接触が難しい状況です。

今後の方向

- ①在宅で子育て中の親子が不安や負担を抱えて孤立しないよう、健診等の機会を活用して地域子育て支援センターなどの身近な施設やサービスの利用を促します。
- ②地域の相互援助活動でもあるファミリー・サポート・センター事業を周知し、託児等の利用を促進します。
- ③親育ちプログラムやベビープログラムの受講者が受講終了後も連絡を取り合い、子育てについて保護者同士で問題解決できるつながりを継続できるよう支援していきます。

④ 児童虐待防止対策の推進

現 状

- 児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為です。子どもの身体を傷つけるだけでなく、情緒、行動、性格形成など非常に広い範囲に深刻な影響を与えます。
- 虐待防止推進月間（11月）を中心に、オレンジリボンキャンペーンを展開し、啓発ポスターやパネル展示を行うなど、市民や保護者、小中学校の児童生徒の意識啓発に取り組んでいます。
- 要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会において、支援内容の協議や情報共有を図っています。
- 家庭児童相談室では、虐待予防パトロールとして、市内就学前施設、放課後児童クラブを訪問し、虐待の早期発見・予防に努めています。

課 題

- 保護者の養育力不足によるネグレクトが増加していますが、支援の方法や体制が十分とはいえません。
- 児童虐待防止法をはじめとする児童虐待に関する知識や対応について、さらに周知を進め、早い段階で虐待を防げるようネットワークを構築していく必要があります。
- 経済的な問題、養育環境、子どもの発達等、問題が多様化・複雑化しており、ますます関係機関との連携が必要になってきます。また、きめ細やかな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりの検討が必要です。

今後の方向

- ①虐待予防パトロールやオレンジリボンキャンペーンのほか、家庭教育学級などの機会を利用して、地域、保護者、児童生徒の意識啓発に取り組みます。
- ②関係機関及び従事者等を対象に研修、意識啓発を実施し、支援に関わる従事者のスキルアップを図ります。
- ③「要保護児童対策地域協議会」において、必要なときに円滑に関係機関との連携が図れるよう体制を整え、支援・援助を実施します。
- ④児童家庭相談に必要な職員を確保して、受容的対応と個別的対応に努め、組織的対応をしていきます。
- ⑤子ども家庭総合支援拠点の整備を行い、配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努めます。
- ⑥社会的養護に関する資源を地域の子どもの子育て支援に活用するため、香川県子ども女性相談センター（児童相談所）等の関係機関と連携し、積極的な活用を図ります。

⑤ 障がい児施策の推進

現 状

- 障がいのある子どもや家庭への施策については、「東かがわ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。
- 乳幼児相談及び健診等により、発達障害等の早期発見に努め、必要に応じて療育等の支援につなげています。
- 在園児については、児童状況調査及び施設訪問により実態把握に努め、幼保障害児加配判定委員会の指導・助言のもと、適正な障がい児加配職員を配置し、支援体制の充実に努めています。
- 医療的ケア児の保護者より入園の要望があり、受入に向け関係者で協議を行っています。
- 県の実施する特別支援教育体制整備推進事業を積極的に活用し、個別に支援の必要な子どもたちにきめ細やかな保育を実施しています。
- 特別支援教育支援員だけでなく、担任等関係者に対し研修や相談を行い、支援体制の充実に努めています。

課 題

- 障がいのある子どもや家庭への支援メニューはたくさんあるため、周知されていない制度がないよう、色々な手段での周知が必要です。
- ライフステージを通して途切れることなく必要な支援が継続できるよう、療育相談体制の充実や学習支援体制の充実に努める必要があります。

今後の方向

- ①指定障害児相談支援事業所をはじめとする関係機関と情報共有・意思確認を通じ、障がい児への相談支援体制を強化します。
- ②療育の観点から集団療育及び個別療育が必要な就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施するため、継続して児童発達支援事業を行います。
- ③学校に就学している障がいのある子どもに対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進の支援等を継続的に提供することにより、子どもの自立を促進するとともに、子どもの居場所をつくるため、継続して放課後等デイサービス事業を行います。
- ④すべての保育所で保育士による保育が可能な障がいのある子どもの受け入れを行っており、今後も幼稚園、保育所、認定こども園において、障がい児等特別な支援が必要な子どもを受け入れます。
- ⑤特別支援教育支援員や関係者に対し、専門の講師による研修会等への積極的な参加を促し、資質向上に努めます。

⑥ ひとり親家庭への支援

現 状

- 母子・父子自立支援員を配置し、個別に相談や就労支援を行うほか、児童扶養手当や医療費助成などの経済的支援、生活支援などを行っています。
- 本市の婚姻率は減少傾向にありますが、離婚率は増加傾向となっています。離婚の増加は子どもを取り巻く環境に変化をもたらし、ひとり親家庭の増加要因のひとつにもなっています。

課 題

- ひとり親家庭は、ふたり親家庭に比べて、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。子どもにとっても、親と過ごす時間の減少や情緒面の問題などがあり、祖父母等関係者の理解・協力も含め、きめ細かな支援が必要です。
- 家庭における大人の人数が少なく、子どもとの関わりが乏しくなりがちであることや、関連して家庭の教育力が十分に発揮できない環境になりがちであることから、経済的な支援に加え、こうした特有の問題に対応した支援を検討する必要があります。

今後の方向

- ①児童扶養手当の支給や医療費の支給を行います。また、相談や貸付などの支援策について、児童扶養手当の申請、現況届や相談時に周知していきます。
- ②母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談に対応するとともに、ハローワークなどの専門機関と連携して就労支援を行います。

⑦ 子育てにかかる経済的負担の軽減

現 状

- 子育ては、養育費や医療費などの経済的負担が大きく、子育て家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長のための経済的負担の軽減が求められています。
- 国においては、幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から3～5歳のすべての子ども等を対象に、幼児教育の無償化が始まりました。
- 出生祝金、児童手当、児童扶養手当、各種医療費等の支給など、様々な経済的支援を行っています。
- 保育料などの負担について、多子世帯やひとり親世帯の負担軽減を行っています。
- 小中学校における義務教育のより円滑な実施に資することを目的に、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給しています。
- 市内の学生、生徒のうち、優れた素質と強い向学心を持ちながら経済的理由により修学に困難がある子どもに対し、奨学金の貸付けを行っています。

課 題

- 国・県や近隣市町の動向を見据えながら、時代に合った各種制度の充実を検討する必要があります。

今後の方向

- ①若者住宅取得補助金制度や東かがわ市営若者定住促進住宅等の人口減少対策に効果的な軽減策を実施します。
- ②引き続き、真に援助を必要とする保護者に対して、適切な就学援助・奨学金の貸付けを行います。

5 仕事をしながら子育てをしている人への支援

① 働きながら子育てをしやすい環境整備

現 状

- 令和元年度現在、6 か所で延長保育を実施しています。
- 放課後児童クラブは、平成 28 年度から対象を 6 年生まで拡大しています。また、お迎え時の延長が最長午後 7 時まで可能です。
- 病気等で集団保育ができない子どもを対象に病児・病後児保育を実施しています。
- 少子化対策の一環として、婚活事業（縁むすび事業）を実施しています。

課 題

- 多様化する子育て家庭のニーズにきめ細かに対応できるよう、質・量ともに充実させるための総合的な取り組みが求められています。
- 人材の確保が難しい状況です。特に年度途中の保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童クラブの支援員等の確保と人材育成が必要です。
- 子育て支援施策の充実は、長時間労働を助長するものではなく、休暇のとりやすさなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した企業（事業所）の取り組みが必要です。

今後の方向

- ①質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供するため、関係機関と連携して人材の確保・育成に努めるとともに、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。
- ②共働き世帯が多く、保育ニーズの高い本市では、保育の低年齢化も顕著に表れているため、今後も小規模保育事業所の認可等により、低年齢児受入施設の拡充を図ります。
- ③「東かがわ市男女共同参画基本計画」に基づき、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、県や企業と連携し、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育児休暇等を取得しやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。
- ④婚活事業の登録者数を増やすとともに、出会いの機会を増やすことで、成婚につながるよう支援員がフォローします。

② すべての子育て家庭に対応した保育サービス

現 状

- 核家族化の進行や働き方の多様化など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、未就学児については、幼稚園や保育所などの平日の施設での教育・保育だけでなく、休日保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業などの実施など、家庭の実情に即した多様できめ細やかな事業の提供が求められています。
- 保育所等では、育児休暇中の継続入所、その後の入所予約や求職中の利用も可能です。
- 認定こども園・保育所では一時預かり事業、幼稚園では在園児を対象に預かり保育を実施しています。
- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった際に利用できる子育て短期支援事業を実施しています。
- ファミリー・サポート・センター事業は、急な残業や送迎等、柔軟な対応が可能です。

課 題

- アンケート調査によると、日常的に子どもをみてもらえる親族等がいる家庭は4割程度であり、子どもをみてもらえても負担をかけることを心苦しく感じていたり、周りに子どもをみてくれる人が全くいない家庭もあることから、親族や友人・知人以外の支援を受けやすくする環境づくりが大切です。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育に加え、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

今後の方向

- ①地域子ども・子育て支援事業により、延長保育事業や放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育事業など多様な保育サービスの充実を図ります。
- ②子育ての悩み等を気軽に相談できる環境をつくるため、地域子育て支援センターを活用し、子育て相談事業の強化を図ります。

6 安全な地域環境の整備

① 居住環境の整備

現 状

- 若者定住促進住宅は入居期間が10年以内であり、計画的な住宅取得につながっています。
- 40歳以下の方が、東かがわ市内で自己名義の新築・中古住宅を取得するときに、取得費用の一部を補助する若者住宅取得補助金制度があります。
- 人口減少に伴い空き家が増える中、空き家等の利活用を促進することによって、本市の地域及びまちづくり活動の活性化に寄与することを目的として、「東かがわ市空き家等対策計画」を策定しています。

課 題

- 民間住宅の利活用が困難な老朽危険空き家が顕著になっています。

今後の方向

- ①子育て世帯が安心して地域内で日常生活が送れるように、安全な住宅や周辺環境の整備に努めます。
- ②若者住宅取得補助金制度や東かがわ市営若者定住促進住宅等の人口減少対策に効果的な軽減策を実施します。
- ③老朽危険空き家除却支援制度により地域の安全な環境整備に努めます。

② 子どもが安心して遊べる場所の確保

現 状

- 全国的に子どもが自由に遊べる公園や広場自体が少なくなっています。また、公園の遊具の点検不備による事故や子どもが犯罪に巻き込まれるケースもあります。
- アンケート調査によると、東かがわ市で子育てをしたいと思わない理由の中で「遊び場がないから」と回答した割合は就学前で49.0%、小学生で36.4%となっています。一方で、東かがわ市で子育てをしたい理由の中で「遊び場がたくさんあるから」と回答した割合は少数となっています。
- 地域子育て支援センターにおいて、親子の交流や相談を行っています。
- 保育所・幼稚園・認定こども園では園庭開放や地域交流行事を行っています。
- 公園の遊具については、順次修繕を図っていますが、老朽化や管理責任、防災面から、撤去することもあります。

課 題

- 子どもたちが安全に遊べる場づくりとともに、子どもが遊びを通じて、豊かな人間性や社会性を持った大人へと成長できるよう、創意工夫をしながら遊ぶことができる場所や機会の提供が求められています。
- 平日昼間は公園があまり利用されていない状況です。

今後の方向

- ①既存の施設（就学前施設・小学校・公園等）の有効活用や遊具の整備を図ります。

③ 子どもの安全の確保

現 状

- 全国的に子どもを巻き込んだ犯罪や交通事故が、後を絶ちません。近年、子どもが行方不明になる事件や登下校中の子どもたちに車が突っ込む事故など、衝撃の強い事件・事故が相次いでいます。
- 少年育成センターから関係機関や保護者へ不審者情報を提供しています。
- 登下校時の緊急避難所として、子ども SOS 事業を実施し、協力者・事業所には看板を設置しています。
- 小学校では、地域の見守りボランティアの協力で、主に低学年児童の下校時の安全確保に努めています。
- 子どもが利用する施設においては、不審者の侵入を防ぐための防犯設備を設置するなど、対策を行っています。

課 題

- 本市では、これまで関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通の面において、危険予測能力が低い子どもは特に注意が必要であり、正しい交通ルールの指導と交通安全意識の向上が重要になります。
- 子どもを犯罪から守るため、警察、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図ると同時に、地域における防犯体制の強化が求められます。
- 近年毎年のように台風や豪雨による被害が発生しており、今後、南海トラフ大地震の発生も危惧されています。子どものいのちを守るため、防災へのより一層の取り組みが求められます。

今後の方向

- ①就学前施設や小中学校で、交通安全に対する意識啓発を図るため、交通安全教室を実施します。
- ②自治会等からの要望に基づき防犯灯を設置することにより、子どもの通学路で危険な場所を減らすよう努めます。
- ③防災意識のさらなる向上をめざし、地域ぐるみの避難訓練等の取り組みを強化します。
- ④防災の観点から民間住宅耐震対策支援事業を周知する会合を提供し、小・中学生への防災教育として取り組むよう努めます。

④ 子どもや子育て家庭にやさしい福祉のまちづくり

現 状

- 道路や公共施設等の改修・整備にあわせて、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等に努めています。
- 通学路については、関係者が通学路の交通安全点検を行い、整備が必要な箇所については道路管理者に要望を提出し、担当部署において道路改修、信号設置などの対応を行っています。

課 題

- 子どものよく利用する通学路において、狭い道路があります。

今後の方向

- ①安全な道路環境の整備については、順次、通学路・歩道の整備や地域の要望をふまえた交通安全施設の整備に努めます。
- ②安全に通学ができるよう、引き続き点検を実施し、必要な整備を行います。

第5章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に定めます。

【事業別区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育		全市
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	全市
	妊婦健康診査	全市
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	全市
	養育支援訪問事業	全市
	子育て短期支援事業	全市
	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	全市
	一時預かり事業	全市
	延長保育事業	全市
	病児保育事業	全市
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	全市

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等

（1）教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障がい児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

① 教育の事業量の見込み

【1号認定：3～5歳】

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
推計人口		506	533	504	505	472	502	501	488	461	436
①量の見込み		217	216	201	174	143	200	200	200	200	200
②確保 方策	幼稚園	172	171	157	118	30	60	60	60	60	60
	認定こども園	45	45	44	56	113	140	140	140	140	140
	計	217	216	201	174	143	200	200	200	200	200
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業内容	幼稚園、認定こども園	提供体制	幼稚園 1 か所 認定こども園 5 か所 (令和元年 11 月現在)
確保方策の内容	◇ニーズ調査の結果からも幼児教育の希望者は多いと予測されますが、今後の需要増に対応できる体制は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。		

② 保育の事業量の見込み

【2号認定：3～5歳】

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
推計人口		506	533	504	505	472	502	501	488	461	436
①量の見込み		291	321	299	321	361	306	306	306	306	306
② 確保方策	認可保育所	238	252	232	190	69	88	88	88	88	88
	認定こども園	53	69	67	131	292	218	218	218	218	218
	計	291	321	299	321	361	306	306	306	306	306
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【3号認定：0～2歳】

(0歳児)

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
推計人口		157	150	155	143	136	132	127	122	116	112
①量の見込み		81	82	88	86	78	61	61	61	61	61
② 確保方策	認可保育所	70	72	76	62	19	5	5	5	5	5
	認定こども園	11	10	12	24	59	56	56	56	56	56
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	81	82	88	86	78	61	61	61	61	61
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(1・2歳児)

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
推計人口		318	304	317	327	327	306	287	277	266	256
①量の見込み		225	204	231	237	237	238	238	238	238	238
②確保 方策	認可保育所	187	169	190	162	54	57	57	57	57	57
	認定こども 園	38	35	41	75	183	181	181	181	181	181
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	225	204	231	237	237	238	238	238	238	238
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業内容	保育所、認定こども園	提供体制	認可保育所 1 か所 認定こども園 5 か所 (令和元年 11 月現在)
確保方策 の内容	◇定員数を確保方策としているため、推計人口が量の見込みを上回っていますが、定員の弾力化の活用等により対応が可能です。 ◇3号認定（0歳児）については、0歳児の保育ニーズが増加し、年度途中を含めて入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。 ◇慢性的な人材不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒や潜在保育士等への働きかけにより人材の確保に努めます。 ◇本計画期間において、地域型保育の開設予定があり、3号認定の定員の確保は概ね可能となる見込みです。 ◇ニーズ量や実績等を検討した結果、子どもの人口減少傾向が続く中、女性の就業率の増加や教育・保育の無償化など、保育ニーズの増加が想定されるため、既存施設による定員増にて確保できるところは確保し、保育の充実を図ります。		

（２）教育・保育の量の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・乳幼児期の保育を担う就学前施設の役割は重要なものであり、必要な全ての子どもや保護者が、教育・保育の提供を受けることができる環境を整備する必要があります。

本市では、第１期計画期間において、保育所・幼稚園の再編及び認定こども園化など環境整備を推進し、幼保一体型施設については、令和元年度現在、幼保連携型認定こども園が４園、保育所型認定こども園が１園となっています。新たなカリキュラム等の策定や園間の交流推進を図り、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

また、幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等、双方の良さを活かした認定こども園の普及・促進を図り、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

（３）産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、教育・保育施設や小規模保育施設等の計画的な整備に努め、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備を進めます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

提供体制・確保方策

- ◇本市では待機児童がなく、身近な相談窓口として地域子育て支援拠点である地域子育て支援センターが適所にあることから、計画期間内における本事業の実施は見合わせます。
- ◇身近な相談窓口となる各施設職員については、情報提供や相談・助言等が円滑に行えるよう、市役所担当職員も含め、情報共有と連携、さらに周知・啓発に努めます。
- ◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

提供体制・確保方策

- ◇地域子育て支援拠点事業については、令和元年度現在、6か所で事業実施しており、需要増に対応できる体制は確保されています。
- ◇東かがわ市子育てネットワーク会議において、連携・情報共有を図り、地域の身近な相談窓口として十分機能するよう従事者の資質向上と周知・啓発を行います。
- ◇引き続き現提供体制で事業を実施します。

(単位：人回)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	7,733	6,184	5,770	6,260	6,487	7,403	7,207	6,992	6,655	6,336
②確保方策 (か所)	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6

(3) 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇本市保健課で事業を実施しています。

◇今後も健診受診券交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診勧奨に努めます。

(単位：人回)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1,655	1,868	1,821	1,477	1,450	1,641	1,577	1,517	1,450	1,399

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての相談及び助言、情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇本市では、すべて保健課の保健師が訪問しています。

◇引き続き現提供体制で乳児家庭全戸訪問事業を実施し、訪問率100%を目指します。

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	141	154	132	140	140	132	127	122	116	112

(5) 養育支援訪問事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

提供体制・確保方策

- ◇要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援につなげていきます。
- ◇支援の一部を社会福祉協議会に委託するなど、対応できる体制は確保されており、関係機関と連携しながら、引き続き事業を実施します。

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1	0	0	0	0	3	3	3	3	3

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

提供体制・確保方策

- ◇令和元年度現在、2か所と契約を結び、実施しています。
- ◇受け入れ施設の空き状況や疾病有無等で利用できないことがありますが、需要増に対応できる体制は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		7	2	4	0	1	5	5	5	5	5
②確保 方策	延べ人数 (人日)	7	2	4	0	1	5	5	5	5	5
	箇所数	1	1	1	0	1	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇東かがわ市社会福祉協議会に委託して、平成 25 年 10 月にファミリー・サポート・センターを開設しています。

◇本事業の実施にあたっては、提供会員（まかせて会員）の確保が不可欠であるため、就学前児童も含めた利用ニーズに対応できるよう、委託先（東かがわ市社会福祉協議会）と連携して提供会員（まかせて会員）の確保に取り組むなど、事業の拡充に努めます。

◇利用実績は増加傾向であり、引き続き他事業を利用する保護者など、広く市民に情報発信等を行い、利用者（おねがい会員）拡大を図ります。

(単位：人日)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		348	563	657	529	500	596	587	592	587	587
②確保 方策	延べ人数 (人日)	348	563	657	529	500	600	600	600	600	600
	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0	4	13	8	13	13

(8) 一時預かり事業

事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

提供体制・確保方策

◇幼稚園型の預かり保育については、令和元年度現在、1か所で実施しています。

◇現在及び推計園児数から考えて、見込み量に対応できる体制は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		11,703	12,890	13,681	9,060	5,760	6,123	6,108	5,955	5,629	5,318
②確保 方策	延べ人数 (人日)	11,703	12,890	13,681	9,060	5,760	6,123	6,108	5,955	5,629	5,318
	箇所数	5	5	5	3	1	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 幼稚園以外の一時預かり

提供体制・確保方策

◇一般型の一時預かりについては、令和元年度現在、5か所で実施しています。

◇ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員（まかせて会員）の増加に努めるとともに、対象者（おねがい会員）への周知を図ります。

◇利用実績からみて、見込み量に対応できる体制は概ね確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		728	768	677	546	688	731	711	690	657	625
②確保方策	一時預かり 事業（一般 型）（人日）	728	768	657	520	668	700	700	700	700	700
	箇所数	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5
	ファミリー・サポ ート・センター事業 （人日）	0	0	20	26	20	20	20	20	20	20
	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	728	768	677	546	688	720	720	720	720	720
②－①		0	0	0	0	0	▲11	9	30	63	95

（９）延長保育事業

事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇令和元年度現在、６か所で実施しています。本事業の対象は実施施設に入所している児童になっており、定員の設定もないことから、需要に対応できる体制は確保されています。

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		79	70	76	78	80	80	78	76	72	69
②確保方策	実人数 （人）	79	70	76	78	80	120	120	120	120	120
	箇所数	10	10	10	8	6	6	6	6	6	6
②－①		0	0	0	0	0	40	42	44	48	51

(10) 病児保育事業

事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇令和元年度現在、2か所で実施しています。

◇近隣の類似施設の利用も含めて見込み量に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。

(単位：人日)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		221	364	309	311	320	346	337	327	311	296
②確保 方策	延べ人数 (人日)	221	364	309	311	320	350	350	350	350	350
	箇所数	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0	4	13	23	39	54

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

提供体制・確保方策

◇平成 28 年度から対象を 6 年生まで拡大しています。

◇クラブ数は令和 2 年度以降、13 クラブを予定していますが、希望者全員を受け入れられる定員は確保できる見込みです。

◇県の研修に参加するなど支援員資格の取得につなげていますが、人員確保と資質の向上は依然課題です。

◇土曜日授業のある日のみ開設（年間 10 日程度）しており、長期休暇時にはクラブ外での活動も実施しています。

◇午後 6 時までの開設時間を必要に応じて午後 7 時まで延長可能としています。

◇土曜日の開設については、利用者のニーズを十分に把握したうえで実施を検討します。

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量の 見込み	低学年	253	276	262	299	318	295	296	282	299	298
	高学年	—	91	126	146	169	169	163	174	161	162
	計	253	367	388	445	487	464	459	456	460	460
② 確保 方策	登録児童数 (人)	253	367	388	445	487	520	520	520	520	520
	箇所数	6 (9)	6 (12)	6 (12)	6 (14)	5 (13)	3 (13)	3 (13)	3 (13)	3 (13)	3 (13)
②－①		0	0	0	0	0	56	61	64	60	60

※箇所数について、上段は施設数、() 内はクラブ数

「新・放課後子ども総合プラン」

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきました。

このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間（令和元年度～令和5年度）を対象とする新たな放課後児童対策のプランが策定されたため、本計画において方針を盛り込むこととします。

～整備方針等～

盛り込むべき項目	東かがわ市の方針
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	本市において放課後子ども教室は実施しないが、児童の安全・安心な居場所を確保し、放課後児童クラブの内容の充実を図る。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	本市において放課後子ども教室は実施しないが、児童の安全・安心な居場所を確保し、放課後児童クラブの内容の充実を図る。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	引き続き学校の余裕教室を活用して実施する予定である。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	引き続き小学校、教育委員会と連携して運営を図る。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	引き続き保護者、小学校と連絡をとりながら対応する。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	引き続き最長19時まで開所して対応する。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制・確保方策

◇今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

提供体制・確保方策

◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、市役所内部の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、母子保健の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進捗管理

子育て当事者や子育て支援当事者等の参画により構成される「東かがわ市子ども・子育て会議」を中心に、本計画の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行い、利用者の視点に立った子ども・子育て支援施策を推進していきます。

【参考】東かがわ市子育て支援事業一覧表（令和元年度）

番号	事業名称	事業概要	年齢																		課名
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
1	母乳育児応援券助成事業	出産後6か月未満の産婦に対し乳房マッサージおよび産婦に必要な保健指導																			保健課
2	出産育児一時金	生産、死産に関わらず世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき一律390,000円（産科医療補償制度加入の分娩機関で出産した場合には3万円上乗せ）を加入する医療保険者から支給する																			保健課
3	出生祝い（支給）	東かがわ市に住所を有し出生後も引き続き居住する新生児の保護者に支給〔第1子〕30,000円〔第2子〕50,000円〔第3子以降〕100,000円																			子育て支援課
4	乳幼児医療費支給事業	乳幼児の医療費をその保護者に支給（対象は保険診療の自己負担分）																			保健課
5	児童手当制度	〔3歳未満〕15,000円 〔3歳以上小学生〕第1・2子10,000円、第3子以降15,000円 〔中学生〕10,000円																			子育て支援課
6	東かがわ市スポーツ少年団事業	スポーツ少年団への助成および指導者研修開催など																			生涯学習課
7	香川県第3子以降保育料等減免事業	第3子以降の保育料・副食費を免除。県費補助1/2																			子育て支援課
8	妊婦一般健康診査等（医療機関委託）	妊婦健康診査受診票を14枚配布（多胎の場合は16枚）																			保健課
9	妊産婦訪問	保健師による妊婦および産婦への訪問指導																			保健課
10	新生児（乳児）訪問	保健師による新生児（乳児）全戸訪問																			保健課
11	妊産婦・乳幼児健康相談	〔実施場所〕市内3箇所〔実施回数〕各場所月1回 〔内容〕保健師・栄養士による健康相談・栄養相談 ※妊産婦は血圧測定・検尿も実施																			保健課
12	歯科相談	〔従事者〕歯科衛生士、保健師 〔内容〕歯科相談																			保健課
13	定期予防接種事業	委託医療機関にて個別接種 〔費用〕無料																			保健課
14	子育てホームヘルプサービス事業	資格のあるホームヘルパーが自宅に出向き、育児援助や家事援助、相談・助言を行う（市社会福祉協議会に委託）																			子育て支援課
15	地域子育て支援拠点事業	在宅の子育て家庭のふれあいの場や相談業務																			子育て支援課
16	家庭児童相談室	育児の不安など子どもとその家庭に関するあらゆる悩みごとや問題の相談業務																			子育て支援課
17	4か月児健康診査	4か月児に対し、年12回、医師・保健師・栄養士・看護師等が、問診・計測・内科健診・保健指導・栄養指導を実施																			保健課
18	11か月児健診	11か月児に対し、年12回、医師・保健師・栄養士・看護師等が、問診・計測・内科健診・保健指導・栄養指導を実施																			保健課
19	1歳6か月児健康診査	〔従事者〕医師・歯科医師等 〔内容〕問診・計測・内科健診・歯科健診・生活観察・聴力検査・ブラッシング指導・保健指導・栄養指導																			保健課
20	2歳児歯科健康診査	市内委託医療機関（13箇所）にて実施 〔内容〕歯科健康診査及び口腔指導 〔費用〕無料 健診費用3,200円／件は市負担																			保健課
21	3歳児健康診査	〔従事者〕医師・歯科医師等 〔内容〕問診・計測・内科健診・歯科健診・生活観察・聴力検査・視力検査・尿検査・ブラッシング指導・保健指導・栄養指導																			保健課
22	5歳児健康診査	その年度に5歳になる児童に対し、医師・保健師・栄養士等が問診・生活観察・診察・保健指導・栄養指導を実施																			福祉課
23	東かがわ市子ども会育成連絡協議会事業	連絡協議会運営助成、ジュニアリーダー育成、育成者研修開催など																			生涯学習課
24	マタニティ教室	助産師・歯科衛生士・保健師・栄養士等の講話および実技																			保健課
25	乳児一般健康診査（医療機関委託）	乳児一般健康診査受診票を2枚配布																			保健課
26	地区組織育成（母子愛育会）	就学前の子をもつ家庭及び本活動に賛同する住民に対し研修・仲間づくり・声かけ活動等を実施																			保健課
27	育児学級	〔内容〕家庭看護や心理発達、栄養講座等、専門職による講演・実技 〔実施回数〕5回コース																			保健課
28	ブックスタート事業	①4か月児健診時に絵本の配布および主旨説明 ②1歳6か月児健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせ																			保健課
29	家庭教育学級	就学前施設、学校において、子育てに関する助言、指導および相談健全育成、人権・同和教育に関する学習を行う																			生涯学習課

番号	事業名称	事業概要	年齢																		課名	
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		18
30	地域・学校保健連携事業	①養護教諭との連絡会 ②研修会および相談事業の協働実施 ③調査・研修事業の協働実施 等																				保 健 課
31	妊娠の届出および母子健康手帳の交付	妊娠の届出により母子健康手帳の交付																				保 健 課
32	マタニティマーク普及配布	周囲に気づいてもらうためマタニティマークを付した物品の配布																				保 健 課
33	新中学校生徒自動車通学用ヘルメット供与	新中学入学生に対し自転車用ヘルメットを配布																				学 校 教 育 課
34	延長保育促進事業	延長保育の実施																				子育て支援課
35	保育所事業（私立）	家庭で保育することができない小学校就学前の乳幼児を、保護者などに代わり保育する																				子育て支援課
36	一時預かり事業	保育所に入所させていない保護者が一時的に家庭における保育が困難またはリフレッシュのために保育所において預かり保育を実施																				子育て支援課
37	子育て支援短期利用事業	家庭における児童の養育が一時的に困難となった者または夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする者に対し、ショートステイなど支援を実施																				子育て支援課
38	病児・病後児保育事業	児童が病気の回復期・安定期、集団でいることが困難であるときに保護者が保育できない場合利用ができる																				子育て支援課
39	幼稚園事業	義務教育およびその後の教育の基礎を培う																				子育て支援課
40	図書館おはなし会	乳幼児・幼児とその保護者を対象に毎月読み聞かせボランティア、図書館職員による読み聞かせ、工作などを実施																				生涯学習課
41	図書館子育て支援コーナー	出産・育児に関する図書を紹介するコーナーを設置																				生涯学習課
42	幼稚園預かり保育事業	特に保育する必要があると認められた幼児に、月曜日から金曜日の午後6時まで預り保育を実施																				子育て支援課
43	地域組織活動事業	老若男女を問わず地域住民の主体的な子育て支援活動と就学前施設との交流事業																				子育て支援課
44	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後など保護者が保育できない場合に、適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図る																				子育て支援課
45	青少年育成東かがわ市民会議事業・わくわくチャレンジ教室	地域の人々が講師となり運営指導する社会教育活動事業																				生涯学習課
46	東かがわ市少年少女発明クラブ	工作教室、実験教室などの開催																				生涯学習課
47	東かがわ市奨学金	高校・大学等進学者への奨学金の貸付																				学 校 教 育 課
48	自立支援医療費給付事業（養育医療）	養育のため病院または診療所への入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付																				保 健 課
49	子ども医療費助成事業	小学生・中学生の医療費をその保護者に支給（対象は保険診療の自己負担分）																				保 健 課
50	妊婦歯科健康診査	市内委託医療機関13箇所にて実施 〔内容〕 歯科健康診査及び口腔指導 〔費用〕 無料 健診費用3,200円／件は市負担																				保 健 課
51	ロタウイルス予防接種費用助成事業	委託医療機関にて個別接種 〔費用〕 接種費用半額助成																				保 健 課
52	認定こども園（公私立）	3歳以上就学前の子どもおよび3歳未満の保育が必要な子どもを受け入れ、教育・保育を提供する																				子育て支援課
53	病児・病後児保育利用無料化事業	第2子の3歳未満、第3子以降6歳未満の保育料を免除。 県費補助10/10																				子育て支援課
54	産婦健康診査（医療機関委託）	産婦健康診査受診票を2枚配布（産後2週間・産後1か月）																				保 健 課
55	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外授精または顕微授精）を受けた夫婦を対象に、特定不妊治療費の一部を助成																				保 健 課
56	産後ケア事業	産後6か月までの産婦とその乳児に対して、通所又は入所により受けられる助産師による保健指導																				保 健 課
57	新生児聴覚スクリーニング検査（医療機関委託）	聴覚障害の早期発見のため新生児聴覚スクリーニング検査受診票を配布（初回検査・確認検査）																				保 健 課
58	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行い人の相互援助活動をサポートする。（市社会福祉協議会に委託）																				子育て支援課

番号	事業名称	事業概要	年齢																		課名	
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		18
低所得者対象事業																						
59	助産の実施及び母子保護の実施	低所得者が出産または母子生活支援施設に入所する場合に、費用の一部または全額を市が負担																				子育て支援課
60	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	経済的理由により就学困難な児童および生徒の保護者等に対し支給																				学校教育課
61	幼稚園授業料減免	生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯、多子世帯の保護者より申請を受け減免を行う　＊平成27年度から新料金体系へ																				子育て支援課
母子家庭等対象事業																						
62	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等について、医療費を支給（対象は保険診療の自己負担分）																				保健課
63	児童扶養手当制度	ひとり親家庭等に対し支給する手当																				子育て支援課
64	高等職業訓練促進給付金等事業（母子家庭等自立支援給付金事業）	母子家庭等の母または父に対し、資格取得を目的とする養成機関を受講する場合、一定期間給付金を支給																				子育て支援課
65	自立支援教育訓練給付金事業（母子家庭等自立支援給付金事業）	母子家庭等の母または父に対し、就職やキャリアアップのために、指定された教育訓練講座を受講した場合、６０％に相当する額を支給																				子育て支援課
66	ひとり親家庭相談事業	ひとり親の生活全般の相談を受け、各関係機関への引継ぎを行う																				子育て支援課
障がい者対象事業																						
67	障害児福祉手当	重度障がい児に対し支給する手当																				福祉課
68	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がい有する児童の保護者等に対し支給する手当<<県実施事業>>																				福祉課
69	児童障害者福祉年金	東かがわ市に１年以上住所を有する障がい児の保護者に対し、１級または○Ａ　年額60,000円、２級またはＡ　年額54,000円、３、４級または○Ｂ、Ｂ　年額48,000円を年度末に支給																				福祉課
70	障害児就学費給付	養護学校等へ通学する児童、生徒の通学費等を助成																				福祉課
71	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童または生徒の保護者等に支給																				学校教育課
72	地域福祉バス	身体障害者手帳（１～４級）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保有者、難病患者に対し、大川バス路線のうち五名福栄線及び引田線を１人１回100円とする																				福祉課
73	発達障がい者支援事業（５歳児健診）	５歳児に健診を実施し、幼児の健康の保持および増進を図るとともに、よりよい就学環境を築くことを目的とする																				福祉課
74	障害者手帳	障がい者が福祉サービスを受ける際に提示する手帳を配布																				福祉課
75	自立支援給付（介護給付、訓練等給付）	居宅介護など障がい者等の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス																				福祉課
76	地域生活支援事業	障がい者が自立して社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施																				福祉課
77	心身障害者等医療費助成事業	64歳までに身体障害者手帳（１～４級）、療育手帳保有者に対し、医療費を支給（対象は保険診療の自己負担分）																				保健課
78	自立支援医療費給付事業（育成医療）	現在の障害または疾病にかかる医療を行わないとき、将来障害に至ると認められる児童であって、その障害を除去、軽減する治療によって確実に効果が期待できる場合、生活の能力を得るために必要な医療の給付																				福祉課
79	障害児通所支援	障がいのある児童に対して、地域の障害支援の専門施設への通所にかかる支援などを行う																				福祉課

【参考】東かがわ市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、東かがわ市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年3月1日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【参考】東かがわ市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年9月27日～令和3年9月26日)

区分	機関・団体等	氏 名	備 考
会 長	高松大学発達科学部 教授	佐 竹 勝 利	
副会長	社福) 恵愛福祉事業団 けいあいこども園副園長	小 嶋 知 代 子	
委 員	認定しろとりこども園保護者会会長	松 村 一 史	
委 員	市立幼稚園・こども園 PTA 代表	岡 本 香 織	令和元年度 引田こども園 PTA 副会長
委 員	市 PTA 連絡協議会副会長	平 田 佳 己	令和元年度 引田中学校 PTA 会長
委 員	社福) 東かがわ市社会福祉協議会 事務局長	松 家 康 則	
委 員	市教育委員	檜 原 文 子	
委 員	市立小学校校長	坂 東 さ ゆ り	引田小学校副校長
委 員	市民生委員・児童委員協議会連合会理事 主任児童委員	大 岡 英 子	※令和元年11月まで
委 員	市民生委員・児童委員協議会連合会理事 主任児童委員	田 中 睦 美	※令和元年12月から
委 員	公募委員	兒 島 み ど り	

(順不同、敬称略)

東 か が わ 市 に こ に こ プ ラ ン

〔 第 2 期東かがわ市子ども・子育て支援事業計画
第 4 期東かがわ市次世代育成支援行動計画 〕

発行年月 令和 2 年 3 月

発 行 東かがわ市役所 子育て支援課

〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847-1

TEL. 0879-26-1231 FAX. 0879-26-1232